

真の豊かさ 連携と協働による大崎の創生

大崎市震災復興計画



宮城県大崎市



真の豊かさを求めて

はじめに、3月11日に発生した東日本大震災において、尊い命を奪われた方々に、改めて衷心より哀悼の意を表しご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今回の震災により、本市においても震度6強の激しい揺れを観測し、市内各地で家屋や道路、橋りょうに大きな被害が発生しました。電気、水道、通信などのライフラインは、壊滅的な被害を受け、交通機関の麻痺やガソリンの不足など困難を極めました。さらに4月7日に追い討ちをかけるように震度6弱の余震が発生し、再び市民生活は大混乱に陥りました。

近い将来、高い確率で発生すると考えられていた宮城県沖地震に対する警告もありましたので、防災対策に十分な配慮を行うとともに、高度技術に支えられた情報連絡網なども備えは万全と思われていましたが、想像を超えた自然の巨大エネルギーは私たちの日常生活をいとも簡単に破壊してしまいました。

さて、東日本大震災による未曾有の被害は、沿岸部を襲った巨大津波や福島第一原子力発電所の事故などがクローズアップされておりますが、内陸部における地震被害は本市が最大規模であると認識しております。このことは、過去に本市を襲った1978年6月12日の宮城県沖地震(M7.4/最大震度5)をはじめ、2003年7月26日の宮城県北部連続地震(M6.4/最大震度6強)や2008年6月14日の岩手・宮城内陸地震(M7.2/最大震度6強)などの巨大地震において何度もダメージを受けていた建物が、今回の大きな揺れで1万件以上も被害を受けたものと推察されます。

今回の震災を通して再認識したものがあります。それは、家族や地域、仲間や組織など、人とのつながりや支え合い、地域コミュニティの力、自治体間の連携など、「絆」や「連携」がいかに大切であり、「自助・共助・公助」の重要性であります。この難局を乗り越えていくためには、市民・団体・企業・行政がともに考え、ともに行動する「協働」によって、震災からの単なる復旧に留まることなく、次世代に引き継ぐためにもさらなる発展を目指して「安心して暮らせる災害に強いまちづくり」を着実に進めていかなければなりません。

そのためには、今回の震災を決して忘れることなく、これまでの生き方や暮らし方、経済活動のあり方などを見つめ直すきっかけとし、「真の豊かさ」とは何かを市民皆様とともに考え、「新しい大崎を創生」していく必要があります。

このことから、復興に向けた基本理念として「真の豊かさ 連携と協働による大崎の創生」を掲げました。未曾有の被害を体験し、復旧・復興の道のりは長く厳しいものと覚悟はしております。震災から得た教訓を踏まえ、市民皆様の英知を結集し、一日も早く復興とさらなる発展を成し遂げることが、日本全国からさまざまなご支援をいただきました皆様に対する私たちの責務であります。

結びに、本計画の策定にあたり座長をお引き受けいただきました東北大学大学院工学研究科災害制御研究センターの源栄正人教授をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました震災復興懇話会や市民会議の委員皆様、そして多くの市民皆様に対しまして心から感謝を申し上げます。

平成23年10月

大崎市長 伊藤 康志

目次

1	震災復興計画の趣旨	1
2	復興の理念	1
3	基本方針別の体系	2
4	計画期間	4
5	計画の位置づけ	4
6	市の行財政運営の基本方針	5
7	計画の進行管理	5
8	震災の被害状況と検証	5
9	基本方針別の計画	8
	(1) 生き生きとした暮らしの再建	8
	1) 被災者の生活再建支援	8
	2) 被災者への心身のケア	11
	3) 社会基盤・都市機能の復旧	13
	4) 被災した公共施設の復旧	15
	5) 災害廃棄物の処理	17
	6) 原発事故への対応	18
	(2) 安全で安心なまちづくり	20
	1) より災害に強いまちづくり	20
	2) 防災体制の強化	23
	3) 自治体間等の連携の充実	27
	4) 防災教育と人材の育成	28
	5) 情報伝達機能の確立	30
	6) 災害拠点病院機能の充実	32
	7) 保健・医療・福祉の充実	33
	8) 教育環境の充実	36
	9) 活力ある地域コミュニティの再構築	37
	(3) 誇りあるふるさとの復興	39
	1) 農林業の復興	39
	2) 商工業の復興	42
	3) 観光業の復興	45
	4) 雇用の維持・創出	48
	5) まちなかの再生・活性化	49
	6) 新しい産業の創造	52
	7) 再生可能エネルギー（グリーンエネルギー）の促進	54
	8) 伝統・文化の保存・継承	56
	(4) 連携と交流による新たな大崎の創生	58
	1) 新しい東北における大崎の創生	58
	資料編	61

1 震災復興計画の趣旨

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖で発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0というわが国の地震観測史上最大のものでした。また、沿岸部を襲った大津波による壊滅的な被害や福島第一原発の事故、風評被害など、東日本をはじめとした広い範囲に甚大な被害をもたらしました。

本市では、震度6強を観測し、激しい揺れに見舞われ、市内外で15人の市民の尊い命が失われ、2百人を超える人々が重軽傷を負いました。また、住家の全半壊約2千7百棟をはじめ、多くの店舗・事業所、公共施設、道路・橋りょう・河川・堤防が被害を受け、さらには、4月7日の余震により、その被害が拡大しました。市民生活では、地震発生から電気・水道などのライフラインが停止し、一時期1万1千人もの市民が避難所生活を余儀なくされ、生活や経済活動の根幹を揺るがす未曾有の大災害となりました。

市民生活の一日も早い再建と都市基盤の早期本格復旧、地域経済の復興を果たし、持続可能で自立的に発展する地域の実現を目指すとともに、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めなければなりません。また、大崎市総合計画に掲げている将来像「宝の都（くに）・大崎」を目指し、市政運営の理念である「安全・安心」「活力・交流」「自立・協働」「改革・挑戦」に基づき、揺らぐことなく震災からの復興に取り組んでいかなければなりません。

このことから、大崎市震災復興計画は、震災からの単なる復旧に留まることなく、さらなる発展を目指すために策定するものです。

2 復興の理念

私たちは、今回の震災で家族や地域、仲間や組織など、人とのつながりや支え合い、地域コミュニティの力、自治体間の連携など、「絆」や「連携」がいかに大切であるかを改めて実感しました。

この震災を乗り越えていくためには、市民・団体・企業・行政がともに考え、ともに手を取り行動していく「協働」の力により、震災からの単なる復旧に留まることなく、さらなる発展を目指していくことと、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めなければなりません。同時に、今回の震災の教訓をよりの確で実行性のある防災・減災対策としてまちづくりに生かし、次の世代に確実に引き継いでいかなければなりません。

また、私たちは、この震災をこれまでの生き方や暮らし方、経済活動のあり方などを見つめ直すきっかけとし、「真の豊かさ」とは何かを市民一人ひとりが真剣に考えながら、「新しい大崎を創生」していく必要があります。

このことから、震災復興に向けた基本理念を

「真の豊かさ 連携と協働による大崎の創生」

とし、新しいまちづくりの方向性として4つの基本方針を示し、計画を推進します。

3 基本方針別の体系

1 生き生きとした暮らしの再建

今回の震災により、甚大な被害を受けた市民一人ひとりが、一日も早く震災前の日常生活を取り戻し、これからも住み続けることができるよう、きめ細かな支援を行うとともに、社会基盤や都市機能の復旧を早急に実施し、市民が生き生きと暮らしていくための環境づくりを進めます。

被災者の生活再建支援

被災者への心身のケア

社会基盤・都市機能の復旧

被災した公共施設の復旧

災害廃棄物の処理

原発事故への対応

2 安全で安心なまちづくり

安心して市民生活や経済活動を行うことができるよう、災害に強い社会基盤や都市機能の整備を進めるとともに、今回の震災を教訓とし、活力ある地域コミュニティを育みながら、市民などとの協働のもとで、安全で安心なまちづくりを進めます。

より災害に強いまちづくり

防災体制の強化

自治体間等の連携の充実

防災教育と人材の育成

情報伝達機能の確立

災害拠点病院機能の充実

保健・医療・福祉の充実

教育環境の充実

活力ある地域コミュニティの再構築

3 誇りあるふるさとの復興

地域産業の早期復旧を支援し、他に誇れる豊富で特色ある地域資源を生かしながら、農林業、商工業、観光業の振興を図るとともに、企業誘致や新しい産業の創造に挑戦するなど、地域産業の復興と生活を支える雇用の維持・創出に向けた取り組みを進めます。

農林業の復興

商工業の復興

観光業の復興

雇用の維持・創出

まちなかの再生・活性化

新しい産業の創造

再生可能エネルギー(グリーンエネルギー)の促進

伝統・文化の保存・継承

4 連携と交流による新たな大崎の創生

交通の要衝という特性を生かし、内陸部と沿岸部、太平洋と日本海、東北と首都圏をつなぐ広域連携・交流機能を本市の大きな役割として位置づけ、その機能を各分野において最大限に発揮できる環境を整えながら、新しい大崎を創生していきます。

新しい東北における大崎の創生

4 計画期間

市内全域の復興を達成するまでの期間をおおむね7年間とし、平成29年度を復興の目標に定めます。また、全体の計画期間を復旧期、再生期、発展期に区分します。

- (1) 復旧期 ⇒ 平成25年度まで（震災からおおむね3年間）
被災者の日常生活や社会基盤・都市機能等の生活基盤を震災前の状態に復旧する期間。
- (2) 再生期 ⇒ 平成27年度まで（震災からおおむね5年間）
社会基盤・都市機能等をさらに充実させ、地域の活力と価値を高めていく期間。
- (3) 発展期 ⇒ 平成29年度まで（震災からおおむね7年間）
復興に向けた戦略的な取り組みを推進し、持続的に発展していく期間。

区 分		年 度						
		H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)
震災復興計画		復旧期						
		再生期						
		発展期						
総合計画	基本構想	H19年度～H28年度						
	基本計画	前期	後期計画(H24年度～H28年度)					
	実施計画	 <small>・毎年度3年間分の計画を策定 ・震災復興計画の組み入れ</small>						

5 計画の位置づけ

- (1) 大崎市総合計画に掲げている将来像「宝の都（くに）・大崎」を目指し、市政運営の理念である「安全・安心」「活力・交流」「自立・協働」「改革・挑戦」を機軸とし、大崎市震災復興計画を策定します。
- (2) 震災復興計画は、東日本大震災からの復旧・復興への取り組みを優先課題と位置づけたものです。
- (3) 大崎市総合計画後期基本計画の見直しについては、平成28年度を目標年次とし、震災復興計画の取り組みを優先課題と位置づけ策定します。
- (4) 震災復興計画は、大崎市総合計画の実施計画に組み入れ進行管理を行うとともに、国・県の動向や社会情勢、経済情勢の変化などにより、必要に応じて見直しをすることとします。

6 市の行財政運営の基本方針

本市の最優先課題は、市民生活の一日も早い再建と都市基盤の早期本格復旧、地域経済の復興です。市民に必要不可欠な行政サービスの安定的な供給と必要事業の着実な実施に配慮しながら、さらなる行財政改革と事務事業全体の抜本的な見直しを行い、復旧・復興事業へ重点的に取り組みます。

また、国に対し、新たな制度の創設や地方交付税等の財政措置、合併特例債の適用期間の延長など、震災復興に対する制度的な支援と十分な規模による財政支援を行うよう強く要請し、復興に向けた財源確保に精力的に取り組めます。

7 計画の進行管理

震災復興計画は、大崎市総合計画の実施計画に組み入れ進行管理を行うとともに、市民に対して計画の進捗状況を定期的に公表し、広く市民から意見や提言をいただき、計画の推進へ反映することで、進行管理を行うこととします。

8 震災の被害状況と検証

本市は、大崎市総合計画の第2章に掲げる「安全安心で交流が盛んなまちづくり」を目指し、防災対策を進めてきましたが、結果として今回の規模の災害に対する備えは不十分だったといわざるをえません。

今回の震災の被害状況の検証を行うことで、災害に強いまちづくりを進めるためどのような課題があるのか、復興へ向けてどのような取り組みが必要なかが明確になります。

今後、今回の震災での本市の災害に弱かった部分と強かった部分、地域による被害の違いなどを調査・分析し、さらに市民による震災記録の保存と地域づくり計画の策定を進めていきます。

○防災体制

- ・市職員の初動体制や動員体制を含めた防災体制が迅速に機能しなかったことは、避難所運営マニュアルや災害分野別マニュアルなど未整備のものがあるため、災害対応マニュアルが今回の震災に十分対応できるものでなかったことがあげられます。
- ・個人の安否確認や災害時要援護者への支援については、行政の能力だけでは限界があり、自主防災組織をはじめとする地域の共助が必要でした。
- ・食料や飲料水などを含めた災害時日用品、燃料や資機材等の備蓄整備が十分でなかったことから、市民生活に支障を来しました。
- ・電気・水道などのライフラインが被災した中であって、関係機関・団体の支援を受けながら応急給水や応急復旧に努めましたが、マンパワー等にも限界があり、復旧まで

時間を要してしまいました。

- ・震災発生直後からの停電により、電話をはじめとした通信機器が使用できない状態となり、市民への情報提供や、総合支所、県など関係機関との情報のやりとりに困難を極めました。

○避難所

- ・地域防災計画において想定していた指定避難所では足りず、地域の集会所など、指定避難所以外の施設に避難した人も多数あり、市災害対策本部で把握しきれない状況にありました。
- ・その原因の一つは、停電により、情報の受発信ができず、また、ガソリン不足によって車による移動が制限されたことにより、総合支所との情報共有や避難所への情報提供を十分に行うことができなかったことがあげられます。
- ・指定避難所の備品・備蓄については、発電機やストーブ、投光器、毛布、食料等が不十分で、避難所の開設に苦慮すると同時に、避難者に対する支援が行き届かない状況でした。
- ・特に、震災直後には体育館に5百人を超える避難者を受け入れた避難所もあり、想定を超える避難者を抱え、初春の寒さの中でストーブや発電機の燃料、毛布等が不足し、食事の支給も避難者の数を用意するのがやっとという状況でした。

○ライフライン

- ・電気、固定電話などは、民間事業者の懸命な復旧作業により3月21日に復旧しました。水道は、県外自治体の精力的な協力により3月31日に復旧しましたが、4月7日の余震により再びライフラインが停止し、電気は4月9日、水道は4月15日に再復旧しました。
- ・今回の震災は、東日本の太平洋沿岸部に大きな被害をもたらし、東日本の多くの自治体が一斉に被災したことにより、従来型の一自治体による災害対応の限界を顕在化させました。このことが、ライフラインの復旧を遅らせ、市民生活の混乱が長期にわたった要因の一つと考えられます。

○被害状況

- ・地震による被害としては、本震と余震による二度の激しい揺れが平野部の沖積層において震動増幅を引き起こし、建物被害や液状化による地盤沈下等を招いたと推察される被害が多数見受けられました。
- ・被害の特徴としては、地震による震動で建築基準を満たしていない古い家屋への被害が多くありました。また、液状化により、地盤沈下や上下水道管の破損、マンホールの隆起、橋りょうの前後の沈下、堤防の亀裂等、社会基盤が大きな被害を受けました。
- ・東西に長い本市では、地域により被害状況が異なっていたことも一つの特徴であり、古川地域、鹿島台地域、田尻地域が特に建物被害が多い状況となっています。

【被害状況一覧 10月25日現在】

		大崎市		古川		松山		三本木		鹿島台		岩出山		鳴子		田尻			
		合計	内余震	計	内余震	計	内余震	計	内余震	計	内余震	計	内余震	計	内余震	計	内余震		
人的被害	死亡(市内)	5	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
	死亡(市外)	10	0	5	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	
	重症	56	1	37	0	3	0	1	1	5	0	0	0	2	0	8	0	0	
	軽傷	147	109	87	83	4	0	9	1	5	3	1	1	2	1	39	20	0	
	行方不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住家被害	全壊	561	17	311	12	51	0	29	0	76	0	8	0	1	0	85	5	0	
	大規模半壊	220	0	121	0	16	0	12	0	21	0	4	0	3	0	43	0	0	
	半壊	1,962	0	856	0	208	0	94	0	345	0	62	0	11	0	386	0	0	
	一部損壊	8,418	12	4,266	9	552	0	450	3	1,574	0	446	0	129	0	1,001	0	0	
	計	11,161	29	5,554	21	827	0	585	3	2,016	0	520	0	144	0	1,515	5	0	
非住家被害	公共施設	71	0	10	0	27	0	1	0	13	0	10	0	0	0	10	0	0	
	その他(全壊)	257	40	204	38	20	0	7	0	2	0	5	1	0	0	19	1	0	
	計	328	40	214	38	47	0	8	0	15	0	15	1	0	0	29	1	0	
火災被害	普通建物火災	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ライフラインの復旧	電気	3月21日	4月9日	3月17日	4月8日	3月18日	4月9日	3月18日	4月9日	3月18日	4月9日	3月15日	4月8日	3月16日	4月8日	3月17日	4月9日		
	電話(固定)	3月21日	4月20日																
	水道	3月31日	4月15日	3月31日	4月14日	3月31日	4月14日	3月31日	4月12日	3月31日	4月14日	3月22日	4月12日	3月22日	4月10日	3月31日	4月15日		
	都市ガス	通常供給	通常供給	通常供給	通常供給	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
最大通行止路線	国道	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	県道	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	市道	39	0	13	0	9	0	1	0	3	0	5	0	0	0	8	0	0	
	合計	43	0	14	0	10	0	1	0	3	0	7	0	0	0	8	0	0	0
避難所開設	最多開設数	92	0	41	0	3	0	16	0	3	0	3	0	6	0	20	0	0	
	最大人数	11,082	0	8,014	0	350	0	1,458	0	363	0	40	0	130	0	727	0	0	

9 基本方針別の計画

(1) 生き生きとした暮らしの再建

1) 被災者の生活再建支援

現状と課題

- 市民生活は今なお不安定な状態が続いており、生活拠点や生活資金の確保と市民の健康の維持が緊急的な課題となっています。
- 市内では、多数の住宅が地震による被害を受けており、市民が安心して暮らせるよう被災住宅の再建や住宅等の耐震化、住宅の修復等に対する支援が必要となっています。また、被災した住宅の中には、二次的災害を引き起こす危険な状態になっているものもあり、早期の解体処理が必要となっています。
- 仮設住宅の退居時期となる2～3年後には、低廉な家賃の住宅を必要とする世帯が特に古川地域で増加すると想定されるものの、当該地域の市営住宅は老朽化による政策空家が多いため、入居可能な戸数の確保が必要となっています。
- 震災により被災した家庭及び他市町村から避難している家庭に対し、子どもの養育・就園・就学のための支援が必要となっています。
- 店舗や事業所、工場が被災を受け、閉鎖、休業、規模縮小等による従業員の解雇や内定取り消し等が見受けられることから、雇用の維持・確保に向けた取り組みが必要となっています。

取り組みの方針

① 市民生活再建支援

- ・義援金や生活再建支援金など資金面での支援をはじめ、二重ローンの相談など市民の生活支援を行います。
- ・医療費等の減免を行い、市民の健康の維持を図ります。

② 被災住宅支援

- ・被災した住宅等の復旧や再建は、被災者が自らの力で行うことが原則ですが、被災者生活再建支援法や災害援護資金、災害復興住宅融資、市の助成制度などを活用し、自力再建に向けた支援を行います。
- ・被災住宅等の早期復旧にあわせ、木造住宅耐震診断や耐震改修、危険ブロック塀等除去等の耐震改修促進事業を推進します。
- ・危険な住宅による二次的災害を防止するため、公費による被災住宅等の解体・

撤去・処分を行います。

③ 市営住宅の整備

・仮設住宅の退居時期となる2～3年後を目標とするため、供給まで5～6年を要する建設手法によらず、民間整備の住宅を市営住宅として必要戸数を確保します。

④ 子どもの養育・就園・就学支援

・被災した家庭に対し、保育所保育料の免除や公立幼稚園保育料減免など、子どもの養育・就園・就学のための支援を行います。

⑤ 緊急雇用による支援

・震災で職を失った人に対し、緊急雇用創出事業を活用し、再就職までの短期的な雇用機会を提供するとともに、震災からの復旧・復興事業を実施することにより、雇用の創出を図ります。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	震災による死亡者の遺族、行方不明者の家族及び著しい障害を受けた市民に対して災害弔慰金を支給	市	▶		
被災者生活再建支援金の支給	生活の拠点となる住宅に甚大な被害が発生した場合、その住宅の世帯主に対し住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と住宅の再建方法に応じて加算支援金を支給	市	▶		
義援金の配分	全国から寄せられた義援金を被災者に配分	市	▶		
災害援護資金の貸付	震災により、負傷または住宅、家財の損害を受けた世帯を支援するため、生活の建て直しのための資金を貸付	市	▶		
生活復興支援金による貸付	震災で被害を受けた低所得世帯を対象に、目的に応じて資金を貸付	社会福祉協議会	▶		
医療・福祉・介護サービス等支援	医療機関等の一部負担金等の免除(国民健康保険、後期高齢者医療保険)、特定健診受診料の減免、介護サービス利用料の免除、障害者福祉サービスの利用者負担額等の減免、地域生活支援事業(障害者自立支援法)の利用者負担額の免除	市・県後期高齢者医療広域連合	▶		
勤労者向け地震災害特別融資制度	被災した勤労者を対象とした生活再建及び復旧のための融資	県	▶		

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
勤労者生活安定資金融資	勤労者の生活資金等の融資	市	▶		
民間賃貸住宅の応急仮設住宅扱い	震災で自宅が全壊または流出し、居住する住宅を失った被災者のために、賃貸住宅を借り受けて応急仮設住宅として提供	県	▶		
損壊家屋解体処分事業【P17 再掲】	公費による損壊家屋の解体処分を行い、災害廃棄物を一時仮置場に搬入し、適正に最終処分	市	▶		
住宅の応急修理	震災で被害を受け、「全壊」「大規模半壊」または「半壊」した住宅を一定の範囲内で応急修理	市	▶		
住宅リフォーム助成事業【P21 再掲】	震災により被害を受けた住宅の修理を市内の施工業者を利用して行う場合、その経費の一部を助成	市	▶		
耐震改修促進事業	木造住宅耐震診断助成事業、木造住宅耐震改修工事助成事業、危険ブロック塀等除去事業の促進	市	▶		
災害公営住宅整備事業	民間整備の住宅を災害公営住宅として借り上げ及び買い取り	市・民間	▶		
子どもの養育・就園・就学支援	幼稚園就園奨励費補助、児童扶助費、生徒扶助費、保育所保育料・放課後児童クラブ保育料の免除、市立幼稚園保育料の減免	市	▶		
奨学資金貸与事業	震災に伴う経済的理由により、修学が困難な学生への奨学資金の貸付	市	▶		
市税・保険料の減免	市県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税・介護保険料の減免、後期高齢者医療保険料の減免	市・県後期高齢者医療広域連合	▶		
緊急雇用創出事業【P48 再掲】	地域の特産品開発、若者の人材育成、地域産業の活性化、観光案内の充実などを進めるため、短期の雇用・就業機会の創出・提供	市	▶		
震災復興支援情報誌発行事業	震災復興支援情報誌を作成し市内全世帯に配布	市	▶		

※産業分野の復旧事業については、(3) 誇りあるふるさとの復興へ掲載しています。

2) 被災者への心身のケア

現状と課題

- 被災者は、今回の震災により、精神的ショックやストレスによるPTSD（心的外傷後ストレス障害）、うつ状態及び生活習慣病の悪化等が懸念され、精神面や体力面で良好な健康状態を維持することが困難となることから、心身のケアが課題となっています。また、被災によるストレスから食や就労、学業など生活に対する意欲低下がみられるため、生活改善の支援が課題となっています。
- 震災により、多くの子どもたちが精神的苦痛を受けており、心身のケアをはじめとした、きめ細やかな対応を行う必要があります。また、子どもたちの心のケアに努めている教職員に対し、支援していく必要があります。

取り組みの方針

① 被災者の心身のケア

- ・健康問題の早期発見・対応を行うために、保健師等による健康調査や巡回健康相談を行います。また、市民の健康づくりの普及啓発を促すため、保健推進員の育成を推進するとともに、健康意識や健康管理の醸成を図るため、市民健康診査の充実を図ります。
- ・精神的ショックやストレスを受けた人に専門職によるこころの健康相談を行います。また、災害後の精神的なケアの普及啓発を図るため、こころの健康講座を開催します。

② 子どもの心のケア

- ・スクールカウンセラーや子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカーを配置し、きめ細やかな対応を図ります。
- ・教職員を対象とした心のケア研修会などを開催し、震災後の子どもの心のケアに対する理解を深めるとともに、教育環境の充実を図ります。
- ・医師による保育所の巡回指導などにより子どもたちに対するケアを行うとともに、研修を実施し保育士の対応力の向上を図ります。

③ 被災者に対する食生活改善の支援

- ・食生活の改善を行うため、栄養士等による相談や指導を行うとともに、母子健康診査や育児相談などをはじめとした各種診査や相談時に、栄養管理などの食生活改善の支援を行います。また、食生活改善の普及啓発を図るため、食生活改善推進員の育成を推進します。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
健康支援事業 【P35 再掲】	健康問題の早期発見・早期対応を行うために保健師等による健康調査・巡回健康相談、健康づくりの普及啓発のために保健推進員の育成、健康管理のためにおおさき市民健康診査の充実、精神的ショックやストレスを受けた人に専門職によるこころの健康相談、災害後の精神的なケアの普及啓発のためにこころの健康講座	市			
被災者支援事業の推進	被災者の心を癒すため、地域の特色を生かした生涯学習事業	市			
自殺対策緊急強化事業 【P35 再掲】	メンタル相談事業の拡充 啓発事業の拡充	県・市			
子どもの心のケア	スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカーの配置	市			
子どもの心を支援するための心のケア研修会	教職員を対象に「子どもの心を支援する教師のための心のケア研修会」を実施	市			
食生活改善支援事業 【P35 再掲】	食生活の改善を行うため、栄養士等による相談・指導、母子健康診査や育児相談、成人を対象とした健康教育や健康相談で食生活改善支援、食生活改善推進員の育成	市			

3) 社会基盤・都市機能の復旧

現状と課題

- 国道・県道は橋りょうを含む道路施設の早急な復旧が必要です。また、市民の生活道路である市道の舗装など被災箇所を早期復旧を図ることが求められています。
- 河川の堤防、護岸など被災箇所については、治水機能の確保を図るため早期復旧が必要となっています。
- 上水道については、安全で安定し、安心できる供給を回復するため、被災箇所の一日も早い本格復旧を行うとともに、配水管をはじめとする施設の耐震化の推進が必要となっています。
- 下水道については、公共下水道・農業集落排水の管きょやマンホール施設、処理場、浄化槽などの本格復旧が求められています。

取り組みの方針

- ① 道路の復旧
 - ・国・県・市道の幹線道路や橋りょう、生活に密着した道路などの被災箇所の早期復旧を進めます。
- ② 河川の復旧
 - ・河川の治水機能確保のため、早期復旧を進めます。
- ③ 水道施設の復旧
 - ・被災箇所の復旧を最優先に取り組み、一日も早く安全・安心を取り戻します。
- ④ 下水道の復旧
 - ・下水道及び農業集落排水、浄化槽については、被災箇所の本格復旧を最優先に進め、生活環境の改善や河川の水質の保全に取り組みます。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
道路橋りょう災害復旧事業	道路面の亀裂・陥没・沈下等の舗装復旧, 橋りょうの橋台打ち換え, 護岸工復旧等(道路災害, 橋りょう災害)	国・県・市	▶		
単独災害復旧事業	小規模の道路面の亀裂・陥没・沈下等の舗装復旧(519件)	市	▶		
河川施設災害復旧事業	堤防亀裂・沈下, 法崩れ部分の張りブロック等の復旧	国・県・市	▶		
水道施設災害復旧事業	浄水場・配水場施設及び水源の災害復旧(簡易水道事業も含む)	市	▶		
公共下水道災害復旧事業	公共下水道施設の災害復旧(管きょ被災延長(6,043m), マンホール(356箇所))	市	▶		
農業集落排水災害復旧事業	農業集落排水施設の災害復旧(管きょ被災延長(10,370m), マンホール(240箇所), 高柳処理場建屋及び水槽, 処理場周り及び流入管等損傷(10箇所))	市	▶		
浄化槽災害復旧事業	浄化槽施設の災害復旧(周囲沈下(96基), 浄化槽再埋め戻し(114基), 浄化槽入れ替え(50基), 復旧後の再埋め戻し(20基))	市	▶		

※産業分野の復旧事業については、(3) 誇りあるふるさとの復興へ掲載しています。

4) 被災した公共施設の復旧

現状と課題

- 市内の多くの学校施設等が被害を受けたため、その復旧や建て替えが必要です。
- 社会教育・社会体育施設の多くが被害を受け、使用できない施設もあります。生涯学習、文化交流、スポーツ交流を進める上で、早期の復旧が必要となっています。
- 保育所、児童館、学童保育施設など、多くの児童福祉施設が被害を受けたため、早期の復旧が必要となっています。
- 市民生活の利便性向上のため、公共施設の本格復旧に向けて取り組むことが必要となっています。

取り組みの方針

① 教育施設の復旧

- ・未来を担う子どもたちが安心して学べる教育環境を確保するため、優先的に被害を受けた学校施設等の復旧や建て替えを行います。また、太陽光発電装置や外部トイレなど、**避難所としての機能強化を検討します。**
- ・市民「だれもが」安心して「いつでも」「どこでも」学ぶことができる生涯学習環境を確保するため、社会教育・社会体育施設の早期復旧を行います。

② 児童福祉施設の復旧

- ・子どもたちの保育環境を確保するため、保育所、児童館、学童保育施設の早期復旧を行います。

③ 公共施設の復旧

- ・市民の多くが利用する公共施設については、安全で安心して利用できるよう早期の復旧を行います。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
公立学校施設災害復旧事業(新校舎建設)	古川第一小学校, 古川東中学校仮設プレハブ教室建設 古川第一小学校, 古川東中学校新校舎建設	市			
公立学校施設災害復旧事業	幼稚園(3園), 小学校(15校), 中学校(3校)の災害復旧	市			
社会教育施設災害復旧事業	公民館(14館), 図書館, 市民会館, 吉野作造記念館, 文化センター等の災害復旧	市			
社会体育施設災害復旧事業	体育館(4館), 市民プール, 野球場等の災害復旧	市			
文化財関係施設災害復旧事業【P57再掲】	古川出土文化財管理センター等の災害復旧	市			
保育所等災害復旧事業	被災した保育所, 総合施設(2施設)の復旧	市			
児童館災害復旧事業	被災した児童館(3施設)の復旧	市			
学童保育施設災害復旧事業	被災した学童保育施設(1施設)の復旧	市			
公共施設災害復旧事業	市総合支所(6施設), 市本庁舎, 市営墓地(2施設)等の復旧	市			

※産業分野の復旧事業については、(3) 誇りあるふるさとの復興へ掲載しています。

5) 災害廃棄物の処理

現状と課題

- 今回の震災により、大量の災害廃棄物が生じている状態であり、市民の生活環境の保全と早期の復興支援のため、災害廃棄物の早期の処理が課題となっています。
- 「全壊」や「大規模半壊」などの被災家屋が多数生じていることから、早期の解体処理が課題となっています。

取り組みの方針

① 災害廃棄物の処理

- ・災害廃棄物の処理のため、国庫補助金等を活用しながら、早期の処理に努めます。また、公費による被災家屋等の解体・撤去・処分を行います。
- ・災害廃棄物の最終処分については、早期の処理を進めるとともに、適正な分別を行い、燃料等への活用等をはじめ、災害廃棄物のリサイクルについて幅広く検討し、最終処分量の削減に努めます。

② スtockヤードの確保

- ・大量の災害廃棄物を一時的に保管する場所を確保するため、公共用地の活用のほか、民有地の活用を図ります。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
損壊家屋解体処分事業 【P10 再掲】	公費による損壊家屋の解体処分を行い、災害廃棄物を一時仮置場に搬入し、適正に最終処分	市	▶		
ストックヤード確保事業	災害廃棄物を緊急的に一時保管するための場所の確保	市	▶		
災害等廃棄物処理事業	一時仮置場に搬入された災害廃棄物を分別し、適正に最終処分	市	▶		

6) 原発事故への対応

現状と課題

- 福島第一原発事故に伴う放射性物質の飛散影響は長期化するものと思われ、市民生活の安全性を考慮した放射線量の測定環境の整備が必要となっています。
- 市民の放射線被害に対する不安の解消や風評被害を防止するため、正確な放射線についての知識の普及と情報の開示が必要となっています。

取り組みの方針

① 放射線測定環境の整備

- ・簡易空間放射線量測定器の整備にあわせ、学校教育施設や保育所、市役所本庁舎、各総合支所において定期的な観測を実施します。

② 放射能に対する正しい知識の普及と情報開示

- ・市民生活の不安解消や風評被害を防止するため、放射能についての正しい知識や対処方法等を普及するよう、県と連携し、市民向けの講習会を実施します。また、観測データや放射線に関する情報については市のホームページを通じ、随時公表します。

③ 農畜産物等における放射性物質への対応

- ・農畜産物等に係る放射性物質の測定を国・県に対して要請し、迅速かつ正確な情報を消費者に提供します。また、放射能測定装置を導入し、農畜産物の放射能検査を実施することで、安全で安心な本市産農畜産物の提供に努めます。
- ・原発事故により汚染された稲わらについては、畜産物の安全確保のため、使用の自粛や処理方法等について、国・県と連携を図りながら、必要な対策に取り組みます。
- ・農畜産物の出荷停止や価格下落に伴う農業所得の減少に対する所得補償について、国に対し積極的に働きかけを行います。また、放射能被害により生産や出荷に支障を来した農業者の営農への支援を行います。

④ 上水道等における放射性物質への対応

- ・水道水については、県・市で定期的な検査を実施し、随時公表します。
- ・浄水発生土については、定期的な検査を実施し、正確な情報を市民に提供するとともに、適正な浄水発生土処理に努めます。

⑤ 下水汚泥における放射性物質への対応

- ・下水汚泥については、定期的な検査を実施し、正確な情報を市民に提供するとともに、適正な下水汚泥処理に努めます。

⑥ 放射性物質の健康被害への対応

・子どもたちへの健康被害を防ぐため、国・県に対し、継続的な健康調査の実施について働きかけます。

⑦ 給食における放射性物質への対応

・給食の安全性を確保するため、給食食材の放射能検査を行います。

⑧ 放射性物質による汚染の除去

・放射能による不安を一日でも早く解消するため、除染に関する緊急実施基本方針に基づき、国・県と連携を図りながら、必要な対策に取り組みます。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
簡易空間放射線量測定事業	簡易空間放射線量測定器による放射線量の測定	市			▶
放射能知識講習	専門家による講習会の実施	市	▶		
放射能測定装置導入支援事業	農畜産物等の放射能検査の実施による、消費者への安全な農畜産物提供の確保	市・農協			▶
農畜産物放射能被害対策支援資金利子補給事業	放射能被害で農畜産物生産や出荷に支障を来した農業者への営農活動継続のための資金融資の利子補給	市			▶
下水汚泥放射性物質核種分析事業	下水汚泥の放射性物質の核種分析	市			▶
給食食材の放射性物質測定事業	小中学校、幼稚園及び保育所給食に対する食材の放射性物質測定の実施による安全確認	市			▶

(2) 安全で安心なまちづくり

1) より災害に強いまちづくり

現状と課題

- 大規模災害に備え、防災拠点施設の整備やライフライン、指定避難所等の安全性の強化にあわせ、木造住宅における耐震化を促進し、市民生活の安全化を図ることが必要となっています。
- 既存の住宅、道路、河川、その他インフラ等について、被災箇所のみならず補修改修では、今後発生する災害時にも同様の混乱を生じさせる可能性が予想され、その改善が必要となっています。
- 幹線道路はいたるところで通行止めとなり、都市機能の復旧や生活に障害となったことから、災害に強い道路づくりを進めることが必要となっています。
- 公共下水道、農業集落排水の管きょやマンホール施設・処理場、浄化槽の早期の本格復旧が必要となっています。
- 今回の震災では、社会生活基盤である上水道が、かつてない広範囲にわたる被害を受けました。特に、大崎広域水道依存の高い地域や複雑な配水システムの地域は、断水が長期間にわたりましたが、復興にあたっては、その解消策の検討が必要となっています。

取り組みの方針

- ① 防災拠点の整備及び住宅等の安全性の強化
 - ・災害時防災拠点となる施設の復旧を急務とし、避難所となる施設やライフラインについては、耐震改修や補強を進めます。また、最低限の行政機能を維持できるように、市役所庁舎の電源確保も考慮した整備を進めます。
 - ・木造住宅の耐震診断、耐震化、家具やブロック塀の転倒防止対策等を促進するよう、防災教室や防災訓練等を通じさらに啓発します。
- ② 耐震改修促進事業の推進
 - ・被災住宅等の早期復旧にあわせ、木造住宅耐震診断や耐震改修、危険ブロック塀等除去等の住宅等の耐震化を推進します。
- ③ 住宅リフォーム助成事業の推進
 - ・市内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図るため、住宅リフォーム助成制度を活用し、被災住宅を復旧支援するための事業を推進します。
- ④ 災害に強い道路網の整備
 - ・主要幹線や主要施設へのアクセスの確保や避難路・緊急輸送路として、災害に

強い幹線道路網の整備を促進するとともに、橋りょうの耐震化を検討します。また、避難路や緊急輸送路の防災対策の一つとして、電線類地中化をはじめとした無電柱化の検討を行います。

⑤ 治水の推進

- ・安全な治水を向上させるため、河道改修やダムなどの整備による総合的な洪水防御対策を検討します。


⑥ 災害に強い上水道の整備

- ・配水管等施設の耐震化を推進するとともに、緊急時のバックアップ体制の構築を図ります。
- ・円滑な応急給水のための拠点施設の整備や迅速な応急復旧のための資機材の備蓄を図ります。

⑦ 災害に強い公共下水道の整備

- ・都市化による保水能力の低下から、降雨時の内水による浸水被害が顕在化しており、自然と調和した排水施設の整備を進めます。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
木造住宅耐震診断助成事業	木造住宅の耐震診断費用の助成	市			
木造住宅耐震改修工事助成事業	木造住宅の耐震改修工事費用の助成	市			
危険ブロック塀等除去事業	危険ブロック塀等除去費用の助成	市			
住宅リフォーム助成事業【P10再掲】	震災により、被害を受けた住宅の修理を、市内の施工業者を利用して行う場合、その経費の助成	市			
電線類地中化事業	災害時の道路交通確保等を目的とした、国道108号古川地域の無電柱化	国			
幹線道路整備事業	幹線道路の整備	市			

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
幹線配水管耐震化整備事業	幹線配水管の耐震強化	市	■	■	▶
上水道施設整備事業	浄水場の更新改良	市	■	■	▶
地域連絡管整備事業	各地域間の連絡管整備	市	■	■	▶
補給基地整備事業	地域毎に、給水車等へ水を補給するための応急給水柱を整備し、迅速な給水活動を実現するため、補給基地の計画的な整備の推進	市	■	■	▶
応急復旧資機材備蓄事業	水道施設の応急復旧を迅速に行うため、必要な管材料や補修材等の検討を行い、計画的に備蓄	市	■	■	▶

2) 防災体制の強化

現状と課題

- 東西に長く広大な市域を有する本市では、市内においても地域により被災状況が大きく異なっていました。その結果、地域によりライフラインの復旧が遅れ、また、市内全域にわたりガソリンや食料品の調達が困難になるなど、市民生活に大きな影響を与えました。このことから、水や食料、燃料、日用品等の生活必需品の調達及び行政機能等について、市内の各地域との連携を図り、被害が甚大な地域を他の地域が支援していくことが求められています。
- 震災での混乱から、市職員の動員体制、初動体制を含めた防災体制及び災害対応マニュアルの再構築が必要となっています。
- 防災機能の根幹をなす消防防災施設や資機材（消防水利、消防車両、防災倉庫等）が被害を受けていることから、早期復旧が必要です。また、今後の災害に備えるべく、さらなる消防力の強化充実が必要となっています。
- 大規模災害などに対し、市民、地域、行政が連携しつつ、それぞれの能力が十分に発揮できるような防災力の向上が求められています。
- 大規模災害時には行政の能力に限界があり、個人の安否確認や災害時要援護者への支援については、自主防災組織をはじめとする地域の「共助」が必要となっています。
- ライフラインの停止や燃料不足により、市民生活に支障を来したことから、食料や飲料水などを含めた災害時日用品の備蓄や燃料及び資機材等の確保対策が必要となっています。
- 電気や燃料等、他のライフラインも被災した中であって、関係機関・団体の支援を受けながら応急給水や応急復旧に努めましたが、マンパワー等にも限界があり、新たな関係機関・団体の育成や連携強化など応急給水や応急復旧体制の充実が必要となっています。

取り組みの方針

① 防災体制の整備

- ・交通機能の停止を視野に入れ、災害種別や規模に応じ、居住地を考慮した職員動員体制の再構築を行います。また、参集後の各災害対応業務の初動期を含めた災害対応マニュアルを作成し、随時実践的な防災訓練を実施します。
- ・災害時の応急対策を円滑に行えるよう、国、県、各種団体、企業、地域コミュニティなどと連携し、災害時における役割分担を含めた体制づくりを行います。
- ・被災した消防水利や消防車両、防災倉庫、防災拠点となる施設等の早期復旧を

行います。また、消防団等の広域連携や資機材等の強化・充実を図り、有事の際の対応を迅速に行える体制を確保します。

- ・大規模災害に備え、通常時から職員に対する実践的な教育・訓練等を通じて災害対応能力の向上を図り、国、県、各種団体、企業、地域コミュニティなどとの連携により「自助」「共助」「公助」意識の醸成に努め、さらなる防災力の向上を目指します。
- ・震災での災害対応及び被害状況を検証し、地域防災計画の見直しを実施します。

② 「共助」における防災体制の強化充実

- ・市内の全行政区において自主防災組織が結成されるよう支援します。
- ・地域防災の要である自主防災組織等が十分に機能できるよう、統一した災害対応マニュアルを見直し、地域内の災害時要援護者を含めた住民の安否確認や避難誘導、資機材や備蓄品の管理、避難所運営の支援など、組織内での役割分担をさらに明確化し、円滑に初動対応を取れる体制を目指します。

③ 地域間の連携強化

- ・市内地域間で一部地域に発生する災害、また、同じ災害での被災の強弱による相互支援体制の強化を図ります。

④ 避難所の機能充実

- ・体育館や公民館など、避難所としての機能・設備の点検を行い、施設の耐震補強をはじめ、水・食料の備蓄、発電機、調理施設、トイレ等の整備の検討を進めます。また、避難所としての学校と地域との連携をはじめとした関わり方について検討を進めます。

⑤ 生活物資の備蓄

- ・今回の震災での体験を基に、個々人で必要な食料、飲料水、日用品や薬品などの備蓄を自主防災組織や各種団体とともに、さらに推進します。
- ・各種団体や事業所などと災害時における燃料確保のための災害協定を検討していきます。また、国、県や民間の通常時所持している施設の燃料などについても活用していけるよう連携を図ります。
- ・市の災害時備蓄品については、大規模災害を想定し、資機材を含む備蓄品目を再検討し、リスクを考慮した分散備蓄を行います。さらに、災害時での備蓄物品の供給体制も明確化します。

⑥ 救援物資の備蓄

- ・救援物資を一元的に管理し、一箇所で搬出提供するための施設の確保を図ります。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
地域防災計画改定事業	地域防災計画の見直し	市			
災害対応マニュアル作成事業	職員、避難所運営マニュアル等の再構築	市			
震災のふり返りと検証事業(地域計画の策定・見直し)【P38 再掲】	各地域で震災のふり返りと検証の実施を踏まえた、ワークショップによる地域防災を含めた地域づくり計画の作成	各地域自治組織・市			
総合防災訓練実施事業	大規模災害に対する総合的な防災訓練の実施	市			
地域間連携強化事業	本庁と総合支所の情報通信機能の強化、地元企業との災害時対応の連携強化、市内地域間で一部地域に発生する災害、また、同じ災害での被災の強弱による相互支援体制の強化	市			
消防防災施設維持管理事業	消防防災施設(消防水利、ポンプ小屋、防災倉庫等)の修繕	市			
消防防災施設整備事業	消防車両、ポンプ置場、消防水利等の整備	市			
自主防災組織結成助成事業	自主防災組織の結成時における補助金の交付	市			
ボランティアセンター拡充事業	大規模災害時における災害ボランティアセンター設置・運営に関する覚書の見直し	市			

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
防災機能強化事業 (ハード事業)	防災資機材の備蓄増強 (防災倉庫, 発電機, 大型炊出し器等)	市	■	▶	
災害時用備蓄品整備事業 (ソフト事業)	災害時用の食料・水・日用品・毛布・敷マット・簡易トイレ等の備蓄品の購入	市	■	▶	▶
救援物資管理事業	緊急物資とあわせ, 救援物資の一元的な管理	市	■	▶	▶

3) 自治体間等の連携の充実

現状と課題

- 今回の震災では、国・県はもとより、姉妹都市・友好都市をはじめ、多くの自治体や企業から人的・物的支援を受けました。この支援が震災直後の混乱や物資不足、ライフラインの早期復旧へ大きな効果を発揮しました。
- 沿岸地域と内陸部では被災の状況が違うことから、沿岸部の受け皿としての機能が求められました。このことから、自治体が支援し合う連携を充実することが求められています。

取り組みの方針

① 自治体間の連携強化

- ・姉妹都市をはじめ、遠隔の自治体との災害連携を強化し、災害時に被災自治体を支援する相互連携体制の強化を進めます。

② 企業との連携強化

- ・広く企業と災害協定を締結することで、災害時の企業からの人的支援、物的支援のさらなる充実を図ります。

③ 企業の防災機能の整備充実

- ・震災時に工場の生産ライン停止の判断、危険物質の漏洩、従業員の安全確保などを迅速に行うため、複数の企業が独自に地震計を設置し、地域レベルでの緊急地震速報体制を構築するなど、複数企業による相互防災機能整備を検討します。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
自治体間災害連携強化事業	姉妹都市をはじめ、遠隔の自治体との災害連携を強化し、災害時に被災自治体を支援する相互連携体制の強化	市	■		
災害支援協力体制整備事業	企業との協定により、災害時の企業からの人的支援、物的支援の充実	市・企業	■	■	
企業防災機能整備事業	震災時に工場の生産ライン停止の判断、危険物質の漏洩、従業員の安全確保等を迅速に行うため、複数の企業が独自に地震計を設置し地域レベルでの緊急地震速報体制を構築するなど、複数企業による相互防災機能整備の検討	市・企業	■	■	■

4) 防災教育と人材の育成

現状と課題

- 今回の震災での教訓を忘れることのないように次世代に伝承していくことが必要となっています。
- 学校教育を中心として、災害の記録を含めた防災教育を実施し、防災対応知識を高め、将来の防災に関する人材育成を図ることが必要となっています。
- 災害発生時には、自主防災組織の指揮命令担当者として適切な指示を行える組織内リーダーの育成が重要視されるとともに、大規模災害時でも稼働できる組織づくりが必要となっています。
- 防災意識や減災意識の向上を図り、一人でも多くの市民が、自ら防災活動や行動に取り組むような動機付けが必要となっています。

取り組みの方針

① 防災意識の向上

- ・被災の記憶を風化させないためにも、被害状況や様々な教訓となるべき事項を後世に伝えられるように記録誌を作成し、住民一人ひとりが防災対策の担い手であることを再認識しながら防災意識の醸成を図ります。

② 防災教育の推進

- ・生涯学習の場において、防災教室を実施するほか、小中学校の授業として地域の一員である次世代を担う子どもたちに地震の体験も含めた防災教育を実施することにより、防災対応能力を身につけさせ、将来の防災に関する人材育成を図ります。

③ 自主防災組織の育成

- ・自主防災組織を総括するばかりでなく、地域の防災知識普及啓発の指導者として、継続して自主防災組織のリーダー育成に努めます。また、自主防災組織に対する防災講習や出前講座等についても継続して実施します。
- ・今回の震災での経験を生かしながら、総合防災訓練への参加や自主防災組織での訓練を反復して実施することにより、地域に適合した災害時に的確かつ主体的に活動できる自主防災組織づくりを支援します。
- ・自主防災組織が通常時から交流や合同での訓練などを実施することにより、組織同士の連携を促進し、時間帯による人員不足の問題、災害時要援護者への支援や避難所運営の協力など、連携により防災に取り組むことができるような相互扶助が可能な組織体制を目指します。

④ ボランティアの育成

- ・災害ボランティア団体の育成とネットワークづくりを進め、災害時に対応できる体制の整備を進めます。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
防災教育の推進	市民一人ひとりが防災意識を高めていくため、東日本大震災の災害記録を用いて小中学校や公民館事業での防災教育の実施	市			
防災教育・訓練推進事業	自主防災組織への防災教育・訓練及び組織連合化へ向けた講習会などへの職員派遣	市			
地域防災リーダー養成研修事業	自主防災組織等のリーダー養成研修の開催	市			
地域防災アドバイザーの養成講座	自主防災組織等との協働による地域防災アドバイザー養成講座の開催	市			
ボランティア育成事業	ボランティアコーディネーターやボランティアの育成	市			

5) 情報伝達機能の確立

現状と課題

○今回の震災では、震災発生直後からの停電により、電話をはじめとした通信機器が使用できない状態となり、市民への情報提供や、総合支所、県など関係機関との情報のやりとりに困難を極めました。そのため、災害時でも有効な新たな情報通信手段の構築が必要となっています。

取り組みの方針

① 防災行政無線等の整備

- ・非常時に市内の全地域に情報を伝達できる同報系防災行政無線の整備を行います。また、本庁と総合支所間の通信を確保するため、移動系防災行政無線の整備を行います。
- ・防災行政無線の整備にあわせて、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用し、即座に対応できる通信・情報手段を構築できるよう検討します。





② 非常用通信機器の配備強化

- ・行政機能維持のための電源確保の整備や防災無線機能の強化を図るとともに、現在、非常用通信手段として配備されている衛星携帯電話を追加配備し、情報通信機能を強化します。

③ 情報伝達機能の強化

- ・市民への情報提供手段である市のホームページの閲覧や本庁と総合支所間のデータ通信が可能となるようにシステムサーバ用の非常用電源装置を準備するなど、災害に強いシステムを構築します。
- ・行政からの情報提供にあわせ、地域においても自主防災組織を中心として情報のネットワークを構築し、災害時に正しい情報を提供できる体制を構築します。
- ・災害時の市民への有効な情報伝達手段として、市民が設立を計画しているコミュニティFMとの連携を図ります。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
防災行政無線整備事業 (総合防災対策整備事業)	防災行政無線(同報系, 移動系)の検討・整備	市			
衛星携帯電話整備事業	各地域に配備してある衛星携帯電話の追加配備	市			
非常用電源整備事業	最低限の行政機能を継続して行うための電源確保, 本庁と総合支所間の通信の維持, サーバ室非常用電源の確保	市			

6) 災害拠点病院機能の充実

現状と課題

○災害拠点病院となっている市民病院は、今回の震災で本館の一部が損壊し、診療制限を余儀なくされたことから、大規模地震にも十分耐えられる耐震性能の確保と水、電気等の供給が停止しても病院機能の維持継続が可能な施設の整備が課題となっています。

取り組みの方針

① 新市民病院の建設

- ・市民病院本館は老朽化が著しいことから、平成25年度までに新病院を建設します。基礎構造は地震の影響を最小限に抑える免震構造とするなど、今回と同規模の地震にも十分耐えうる設計とします。また、屋上ヘリポートも整備します。
- ・災害時等においても病院機能の維持継続が可能なように、水や電気等のエネルギーについては、病院で確保することが可能な施設（地下水利用施設、非常用発電設備）の整備を進めます。

② 新市民病院へのアクセス道路の整備

- ・救急患者の迅速な搬送と市民病院利用者の交通渋滞の緩和を図るため、新市民病院へのアクセス道路の整備を進めます。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
新市民病院建設事業 (医療施設整備事業)	県北の基幹病院及び災害拠点病院として、救急医療、災害医療、がん・緩和ケアなど高度な先進医療を提供できる病院の建設	市	■		
新市民病院周辺道路整備事業	新市民病院へのアクセス道路等の整備	市	■		
救急車両専用退出路整備事業	東北自動車道から新市民病院へのアクセス道路として、東北自動車道への救急車両専用退出路の整備の促進	県・市	■	■	

7) 保健・医療・福祉の充実

現状と課題

- 各医療機関では、施設の損壊やライフラインが寸断され医薬品等の物資の確保が困難な状態となり、救急医療体制の維持に支障を来したことから、震災時でも医療機関が十分にその機能を果たすことが求められています。また、災害拠点病院等の情報提供が課題となっています。
- 災害時における高齢者・障害者の通院手段の確保が課題となっています。
- 今回の震災では、情報伝達手段が遮断され、要援護者等の安否確認が困難であったことから、安否確認が課題となっています。
- 災害時に高齢者・障害者（児）等の指定避難所の受け入れが課題となっています。
- 震災による生活スタイルの変化に対応した保育環境の整備が課題となっています。
- 災害時における子どもの安全確保が課題となっています。
- 被災者は、今回の震災により、精神的ショックやストレスによるPTSD（心的外傷後ストレス障害）、うつ状態及び生活習慣病の悪化等が懸念され、精神面や体力面で良好な健康状態を維持することが困難となることから、心身のケアが課題となっています。また、被災によるストレスから食や就労、学業など生活に対する意欲低下がみられるため、生活改善の支援が課題となっています。

取り組みの方針

- ① 救急医療体制の充実
 - ・災害時の医療を確保するため、医薬品等の物資や自家用発電装置の燃料等確保の支援を図ります。
- ② 災害拠点病院等への誘導體制の構築
 - ・災害時に市民に対し、診療可能な医療機関情報等、的確な情報提供を行います。
- ③ 移動手段の確保
 - ・災害時に人工透析などの医療的援助が必要な難病患者や内部障害者へ優先的に燃料の確保を図るとともに、公共交通として、高齢者や障害者の通院用バス等の確保を図ります。
- ④ 福祉避難所の拡充
 - ・災害時に一般的な避難所では生活に支障を来す、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病気の人等に配慮した福祉避難所の拡充を図ります。また、避難生活を支援するために、関係団体・事業者等と連携を図ります。

⑤ 安否確認体制の整備

・災害時の要援護者台帳を整備するとともに、避難所巡回や安否確認についての体制の整備を図ります。

⑥ 保育環境の充実

・緊急一時預かり事業（日曜保育）など、多様なニーズに対応できる保育体制の整備に努め、保育環境の充実を図ります。また、子どもたちや子育て世帯等を地域社会全体で支援していく取り組みを推進し、子育て環境の向上を図ります。

⑦ 子どもの安全確保

・火災、地震など個別災害ごとに対応した防災訓練を定期的実施するなど、災害時の子どもの安全確保を図ります。

⑧ 被災者の心身のケア

- ・健康問題の早期発見・対応を行うために、保健師等による健康調査や巡回健康相談を行います。また、市民の健康づくりの普及啓発を促すために、保健推進員の育成を推進するとともに、健康意識や健康管理の醸成を図るために、市民健康診査の充実を図ります。
- ・精神的ショックやストレスを受けた人に専門職によるこころの健康相談を行います。また、災害後の精神的なケアの普及啓発を図るため、こころの健康講座を開催します。

⑨ 被災者に対する食生活改善の支援

・食生活の改善を行うため、栄養士等による相談や指導を行うとともに、母子健康診査や育児相談などをはじめとした各種診査や相談時に、栄養管理などの食生活改善の支援を行います。また、食生活改善の普及啓発を図るため、食生活改善推進員の育成を推進します。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
災害時医療体制整備事業	医薬品等の物資や自家用発電装置の燃料等確保の支援	市			
救急医療情報センター運営事業	大規模災害時に各医療機関が診療の継続に必要な物資や人的支援について速やかに把握し、その支援体制を確保するため、情報システムの整備	国・県・市			
移動手段確保事業	人工透析等で定期的通院を要する障害者等に対し、燃料を給油する優先券を発行し、災害時の通院手段を確保、高齢者・障害者の通院用の車両確保	市			

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
コミュニケーション支援事業	福祉避難所協定事業所の拡充 避難所に避難した聴覚・視覚言語障害者に対して情報の張り出し、手話通訳者等の配置	市			
安否確認事業	在宅、避難所等に分散する要援護者の情報一元化による迅速な安否確認	市			
緊急一時預かり事業(日曜保育)	企業の休日稼働に伴う子どもの安全な居場所の提供のための日曜保育	市			
子育て相談体制拡充策検討事業(関係機関との連携を含む)	通信手段の断絶時の相談方策の確立に向けた検討	市			
子どもの安全確保事業	日常の保育の中で、より安全で的確な避難等の定期的な訓練	市			
健康支援事業【P12 再掲】	健康問題の早期発見・早期対応を行うために保健師等による健康調査・巡回健康相談、健康づくりの普及啓発のために保健推進員の育成、健康管理のためにおおさき市民健康診査の充実、精神的ショックやストレスを受けた人に専門職によるこころの健康相談、災害後の精神的なケアの普及啓発のためにこころの健康講座	市			
自殺対策緊急強化事業【P12 再掲】	メンタル相談事業の拡充、啓発事業の拡充	県・市			
食生活改善支援事業【P12 再掲】	食生活の改善を行うため、栄養士等による相談・指導、母子健康診査や育児相談、成人を対象とした健康教育や健康相談で食生活改善支援、食生活改善推進員の育成	市			

8) 教育環境の充実

現状と課題

- 小中学校の耐震補強や大規模改修を順次進めていますが、今回の震災で作業の中断、遅れが生じています。
- 社会教育・社会体育施設の耐震補強や大規模改修については、災害時における避難所としての役割や安心して社会教育を行う場として、早急な整備が必要となっています。
- 震災により、沈みがちな気持ちから、市民の復興への意欲向上を図るため、だれもが身近で親しみやすい合唱をはじめとした音楽や芸術文化活動に学校教育・生涯学習の場で積極的な取り組みが必要となっています。

取り組みの方針

① 教育施設の耐震・大規模改修

- ・より安全で安心な学校として、より良い学習環境と教育施設とするために早急な整備を推進します。
- ・市民「だれもが」安心して「いつでも」「どこでも」学ぶことができる生涯学習環境を確保するため、社会教育・社会体育施設の整備を推進します。

② 「音楽が聞こえる都市(まち)づくり」の推進

- ・市内小中学校では、「11(いい)音楽の日」として、合唱をはじめとした音楽活動に積極的な取り組みを行います。
- ・だれもが身近で触れ合いやすい音楽を通して、市民が明るく生き生きとした気持ちを持つことができるよう芸術文化活動を推進し、生涯学習の充実を図ります。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
学校教育施設の耐震・大規模改修事業	小学校(8校)、中学校(1校)の耐震補強と老朽施設の大規模改修	市	▶		
社会教育・社会体育施設の耐震・大規模改修事業	公民館(9館)、友和館、体育館(3館)の耐震補強と老朽施設の大規模改修	市	▶▶▶		
「音楽が聞こえる都市(まち)づくり」推進事業	小中学校での「11(いい)音楽の日」の取り組み 音楽による市民の復興への意欲向上と芸術文化活動の推進	市	▶▶▶▶▶		

9) 活力ある地域コミュニティの再構築

現状と課題

- 今回の震災で被災した地区集会所は、使用不能となった施設が4件、一部損壊が7件となっています。地区集会所は、地域コミュニティの活動拠点であるほか、避難所や自主防災組織などの防災拠点でもあることから、早期の復旧が必要となっています。また、次の震災に備えた避難所機能の整備を進めていかなければなりません。
- 地域コミュニティのさらなる推進のため、その拠点となる地区公民館の地域運営の検討が必要となっています。
- 各団体等で、各々に震災のふり返りや検証が進められている状況にありますが、団体間の連携や行政との連携が十分に図られていません。そこで、各階層が一堂に会して話し合いを行う場の設定が必要とされており、また、震災の記憶が薄れないうちに、震災時の記録を残すことも必要となっています。
- 地域自治組織における地域計画は、まだ一部でしか作成されておらず、その内容もまちまちです。それぞれの地域個性を生かしながら、市の計画ともリンクする形で、今回の震災で明らかになった地域課題を解決するための計画づくりが必要となっています。

取り組みの方針

① 地区集会所の早期復旧

- ・今回の震災に係る地区集会所の新築、改築、修繕等については、既存の集会所整備事業補助金の補助率を高めるとともに、補助限度額を引き上げ、早期の復旧を図ります。
- ・使用不能となった地区集会所については、地盤改良などに時間を要するため、本年度と次年度の2か年間の特例措置を行います。

② 避難所（地区集会所）の整備

- ・既存の集会所整備事業補助金の中に、避難所機能としての設備整備事業のメニューを新たに組み込み、指定避難所への移動手段を持たない高齢者等も、地域コミュニティの中で安心して利用できる身近な避難所整備を進めます。

③ 地域自治組織の自治力の向上

- ・市内地区公民館（18館）の地域運営に向けて、地域自治組織の基盤形成と地域コミュニティの自立を推進します。

④ 市民による地域計画づくり（コミュニティ・防災）

- ・各地域での震災のふり返りと検証を踏まえ、地域と市の役割分担を明確にし、災害に強いまちづくりにつなげていきます。

- ・今回の震災のふり返しを行い、教訓や課題を地域で確認しあいます。そして、課題解決の話し合い（ワークショップ）を行い、地域防災を含めた地域づくり計画の作成を進めます。
- ・今回の震災を教訓として生かすため、どんな震災だったのか、そのとき何が起こったかなど、市民、行政それぞれが震災の記録を残すよう取り組みを進めます。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
避難所(地区集会所)復旧事業(震災復旧対応分)	被災した地区集会所の復旧に対して、既存の「大崎市集会所整備事業補助金」の補助率を嵩上げするとともに、補助限度額を引き上げ、早期の復旧を支援	市	▶		
避難所(地区集会所)整備事業	地区集会所の避難所機能としての設備整備に対する補助による地域コミュニティの中で高齢者等も安心して利用できる身近な避難所の整備	市	▶		
地区公民館地域運営推進事業	地区公民館(18館)の地域運営に向けて、地域自治組織の基盤形成と地域コミュニティの自立推進	市	▶		
地域づくり計画作成支援事業	地域自治組織等に対し、地域防災を含めた地域づくり計画作成や見直しの支援	市	▶		
震災のふり返しと検証事業(地域計画の策定・見直し)【P25再掲】	各地域で震災のふり返しと検証の実施を踏まえた、ワークショップによる地域防災を含めた地域づくり計画の作成	各地域自治組織・市	▶		
震災の記録保存事業	今回の震災を教訓として生かすため、各地域自治組織が自主的に行う震災のふり返しや検証による震災記録の保存の推進	各地域自治組織・市	▶		

(3) 誇りあるふるさとの復興

1) 農林業の復興

現状と課題

- 農林業の生産基盤である農地や農業用施設（農道、用排水路、揚排水機場、ため池畜産施設、園芸施設、カントリーエレベーター等）、林道等が被害を受けていることから、早期の復旧・再建が急務となっています。
- 農林業の生産基盤や農機具、農業用設備等の復旧・再建に係る費用負担が農林業経営に影響を及ぼしており、離農や規模縮小等が懸念されます。
- 震災被害や放射能等による被害の影響により、農産物の販売力の低下や価格の下落による農業所得の減少、生産意欲の減退による地域経済への影響が懸念されます。

取り組みの方針

- ① 農林業の生産基盤の復旧
 - ・被災した農地や農業用施設等、農林業の生産基盤の早期復旧に向けた支援を行います。また、農道や林道等の早期復旧を進めます。
- ② 経営再建への支援
 - ・被災した農林業者の経営再建を図るため、農地や農業用施設等の復旧・再建に要する費用負担を軽減するための支援制度を構築します。
- ③ 農林業の復興
 - ・本市農業の維持・発展を図るため、効率的かつ安定した農業経営が行えるよう担い手農家への農地集積や集落営農、エコファーマーへの支援を引き続き推進します。
 - ・単なる原料の生産に留まらず、米粉ビジネスなどの加工・流通も含めた6次産業化を積極的に推進し、産学官の連携による商品開発や新たな産業を創造する等、付加価値を高める取り組みを進め、移動アンテナショップ、都市住民によるおおさき応援隊等により、地域ブランドの確立や販路拡大に努めます。
 - ・災害時における食料や物資確保の面からも、農林産物の地産地消を推進するとともに、農産加工品の製造や精米施設の充実などによる地域循環型農業の取り組みを進めます。
 - ・沿岸地域で作付けができない品目等の生産や加工等の受け皿としての役割を担うため、遊休農地の活用などにより、本県の農業生産の維持に貢献します。
 - ・本市の農産物産出額で米に次ぐ畜産については、肉用牛を中心とした生産の拡大を図るとともに、安全・安心で、消費者ニーズに対応した付加価値の高い農

畜産物を作る体制強化の取り組みを進めます。

- ・本市の54%を占める森林資源の有効活用を図るため、間伐、林道（作業道）の整備を推進するとともに、間伐材、林地残材など豊富に存在する未利用資源のエネルギー利用等の取り組みを進めます。

④ 農畜産物の安全の確保と放射能被害等への対応

- ・農畜産物等に係る放射性物質の測定を国・県に対して要請し、迅速かつ正確な情報を消費者に提供するなど、本市産農畜産物の安全性の確保に努めます。また、農畜産物の出荷停止や価格下落に伴う農業所得の減少に対する所得補償について、国に対し積極的に要望します。
- ・風評被害等による本市農畜産業への影響を最小限に留めるため、農産物直売所における販売PR活動等を活用し、市内外（首都圏、仙台圏、関西圏、中国等）への正確な情報発信を継続的に実施します。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
農業用共同利用施設災害復旧事業	被災した農協等の所有する共同利用施設の復旧に要する経費の助成	農協・農事組合法人等	▶		
畜産・園芸用施設災害復旧事業	被災した畜産施設・園芸用施設の復旧に要する経費の助成	市	▶		
東日本大震災農業生産対策交付金事業	被災した共同利用施設・機械・営農資材の復旧・再編に対する交付金	農協・農業生産法人等	▶		
農地等災害復旧事業の支援	被災した農地・農業用施設等の災害復旧に要する経費の助成	市	▶		
林業施設災害復旧事業	被災した林道等の災害復旧	市	▶		
被災家畜円滑処理促進事業	震災の影響により、死亡した家畜の処理経費への補助	国	▶		
農業生産復興のための無利子資金	被災した農家の生産資材購入費等の無利子資金の融資	日本政策金融公庫・農協等	▶		

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
水田農業構造改革事業 (水田営農条件整備事業)	作業効率の向上による生産性の向上を図るため、農業省力化機械の導入の支援	農協・農業生産法人等			
園芸特産重点強化整備事業	産地形成を図るため、園芸用生産管理用栽培施設、機械等導入の支援	農協・農業生産法人等			
地域資源利活用施設整備事業	6次産業化関連施設等の建設	市			
新規需要米普及推進事業	水田の有効活用を図るため、主食用米以外の新規需要米作付拡大の支援	市			
こだわり農産物PR推進事業	本市農産物のブランド化による販売促進を図るため「こだわり農産物PR推進事業」の実施	市			
食料自給率向上対策推進事業	優良農地の維持、確保を図るため、不作付水田への主食用米作付の支援	市			
畜産総合対策推進事業 (畜産推進対策事業)	肉牛の計画的改良や生産技術の向上による、優良な肉用牛等生産販売対策の支援	市			
田尻畜産まつり事業	消費者との交流と畜産物の消費拡大、特産物の紹介・販売	市民団体			
流域育成林整備事業	民有林他の優良な森林の育成と森林の多面的機能を確保するため、森林の下刈り、間伐の支援	市・森林組合・民間			
市有林整備事業・造林事業	優良な市有林を育成するため、下刈り、間伐の実施	市			
みやぎの豊かな森林づくり支援事業	高齢級人工林多様化促進対策(間伐)、森林多様化施策促進作業路開設	森林組合			
農業用ため池調査事業	災害時の迅速な対応やため池の整備・修繕に活用するための台帳整備	市			

2) 商工業の復興

現状と課題

- 商工業においては、店舗、事業所、工場の多くが壊滅的な被災を受け、復旧に多額の経費が必要となり、さらに売上の減少や製品生産の落ち込みが経営面へ大きく影響していることから、商工業の復旧・再建に向けた支援が求められています。
- 震災の影響による企業の撤退や規模の縮小、事業所や工場等の被災に伴う取引の減少、事業者の経営悪化による市内経済の縮小が懸念されます。
- 震災後の自粛ムードの煽りを受け、消費行動の鈍化が見受けられることから、市内経済への影響が懸念されます。
- 今回の震災では、物流が停滞し、食料や水、日用品の入手が困難な状況にある中で、地域の商店や自営業の店舗が店を開き、震災後の市民生活の大きな助けになったことから、市民の生活圏における商店街のあり方を見直していく必要があります。

取り組みの方針

① 商工業の再建支援

- ・被災した店舗や事業所、工場の一刻も早い復旧に向け、事業者の復旧経費に対する支援を行います。
- ・事業者の経営上の課題解決に向け、関係機関・団体と連携し、相談体制の強化を図り、相談窓口を設置します。

② 商店街の活性化

- ・各地域の商店街がにぎわいを取り戻すことができるよう、関係機関・団体と連携しながら、各商店街組合の活性化のための取り組みへ支援を行います。
- ・災害時における食料や生活必需品を確保するため、各地域の生活圏における商店街のあり方を検証し、コンパクトで機能的な商店街の形成に向けた検討を進めます。





③ 地域経済の活性化

- ・経済が地域内で循環するよう、各種復興事業についても地元経済への波及効果に配慮し、地元の企業に元気になってもらい、それが地域の雇用の拡大へとつながるよう地域経済の活性化を図ります。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
小規模企業等設備導入資金	小規模事業者の機械設備導入資金の貸付・貸与	(財)宮城産業振興機構	▶		
中小企業経営安定資金・みやぎ中小企業復興特別資金	被災した中小企業者の事業の再建・経営安定に必要な資金融資	県	▶		
中小企業振興資金	運転資金・設備資金の融資及び信用保証料の補給	市	▶		
災害復旧融資利子補給	被災した中小企業者の復興支援を図るための利子補給	市	▶		
東日本大震災復興緊急保証	被災した中小企業者の事業の再建・経営安定に必要な資金融資	県信用保証協会	▶		
東日本大震災復興特別貸付	震災で直接・間接的被害、風評被害等の影響を受けた中小企業者への貸付	国	▶		
宮城県災害復旧対策資金	被災した中小企業者へのつなぎ資金(運転資金)の融資	県	▶		
中小企業等復旧・復興支援事業	被災した中小企業グループに対する補助	国・県	▶		
中小企業施設設備復旧支援事業費補助金(製造業向け)	被災した中小企業者のうち製造業者(中小製造業者)の生産施設及び生産設備の復旧・整備に要する経費の支援	県	▶		
商店復旧支援補助金(卸、小売、飲食、運輸、サービス業向け)	被災した施設・設備を復旧して、事業再開・継続に要する経費の支援	県	▶		
商業活動再開支援補助金(卸、小売、飲食、運輸、サービス業向け)	被災した施設・設備とは別の施設・設備を確保して、事業再開・継続に要する経費の支援	県	▶		

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
東日本大震災被災中小企業者対策資金利子補給金	東日本大震災に係る県制度融資を利用している中小企業者の復興支援を図るための利子補給	県			
空き店舗対策事業【P51 再掲】	被災した中心商店街の活性化を図るため、空き店舗に出店する者に対し、補助金の交付	市・商店街			
プレミアム商品券発行事業	市全体の活性化を図るため、地元で使用できる割り増し商品券発行の支援	市			
震災復興イベント開催支援事業【P51 再掲】	被災した商店街の売上回復を目的としたイベント事業等、消費需要拡大の取り組みへの支援	市・商店街			

3) 観光業の復興

現状と課題

- 観光業においては、各地域の観光施設や宿泊施設が被災を受けていることから、早急な復旧が必要となっています。
- 市内外に誇れる特産品の生産施設や名勝史跡等の観光資源が被災したことから、早急な復旧・再生が求められています。
- 震災被害や風評被害により、本市の観光拠点である鳴子温泉郷を中心に宿泊のキャンセルが相次ぎ、観光客・宿泊客が激減していることから、観光業再生への取り組みが求められています。

取り組みの方針

① 観光施設の復旧

- ・市が設置している観光施設の被災状況を把握し、早急に復旧するとともに、観光関係者や関係機関・団体と連携しながら、来訪者にとって魅力ある観光地の再生を図ります。

② 観光資源の再生

- ・本市の観光拠点である鳴子温泉郷をはじめ、各地域の観光地や観光施設、市内外に誇れる特産品等といった観光資源を有機的に結び付けることにより、総合産業と言われる観光を核とした地域経済の活性化を図ります。

③ 連携による観光の推進

- ・平泉の世界遺産登録を契機として、より一層の広域観光ルートの確立に努め、震災復興観光キャンペーン等の開催により、観光の自粛ムードや風評被害を払拭し、集客力の向上に向けた取り組みを進めます。
- ・交通の要衝という地域特性や本市の恵まれた自然環境を生かした、エコツーリズムやグリーンツーリズム、さらにはヘルスツーリズムといった商品の開発などにより、着地型・滞在型観光を推進します。

④ 物産振興と交流を通じた活力の醸成

- ・震災の風評被害等で低迷する本市の特産品や土産品といった物産の振興を図るため、仙台圏や首都圏をターゲットにした現地での販売やPR活動を積極的に展開します。
- ・本市が有する全国に誇れる地域資源等を活用し、交流から滞在・定住というプロセスのもと、交流事業の充実を図り地域活性化への原動力とします。

⑤ 安全・安心な観光地づくり

- ・来訪者が安心して観光を楽しみ、本市の魅力体験していただくため、観光地、観光施設を再点検し、ハザードマップの作成などの観光地としての安全対策について検討を進めます。

⑥ 風評被害の払拭

- ・各種イベント、メディア、インターネットなどを活用した風評被害払拭のための情報発信を行い、観光客の減少に歯止めをかけ、回復を図ります。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
観光施設災害復旧事業	市の観光施設(凧菜・上の家, さくらの湯, ロマン館, 日本こけし館, 竹工芸館等)の災害復旧事業	市			
公園施設災害復旧事業	訪れる市民や観光客が安全安心に利用できるように各施設(御本丸公園, 城山公園等)の修繕	市			
(仮称)観光総合窓口設立の支援	着地型観光に対応するためのランドオペレーター機能を有する推進組織の立ち上げ支援	市			
観光施設再生支援事業費補助金(旅館, 観光施設向け)	被災した中小企業等の観光施設・設備を再建・復旧に要する経費の支援	県			
観光振興事業	観光客の誘客及び集客のためのイベント・PR事業(メディア含む)の展開	市・団体等			
地域まつり事業	各地域のまつり事業の実施	実行委員会			
仙台・宮城観光キャンペーン事業	イメージの向上を図るため、観光に関わる事業者・県・市町村が連携し、全国に向けた広報宣伝の実施	県・市・JR			
伊達な広域観光推進事業【P60再掲】	地域や県境を越えた連携を強め、観光地の魅力向上と観光需要の増大を図るため「広域観光ルートの形成」「観光客の誘致・受入」に関する事業	協議会			

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
陸羽東線湯けむりライン協議会事業【P60再掲】	陸羽東線(27駅/2県2市3町)を利用し訪れる観光客へ車内や停車駅にておもてなし及び会員のスキルアップ事業の実施	市・JR・民間	▶		
国内都市交流等事業	各姉妹都市交流事業等の実施	市	▶		
グリーンツーリズム推進事業	都市農村交流と体験交流, 農業体験, 自然観察・手作りツアー等モデルツアーの実施	市民団体	▶		
物産振興事業	首都圏等での物産展への参加・販売及び本市のPR	市・民間	▶		
20万都市戦略推進事業	交流・定住人口の増加を図るため, メールサービスの配信やおおさき宝大使, 首都圏大崎連絡協議会などの協力のもと, 本市のPR活動の実施	市	▶		
鳴子峡周辺整備事業	展望デッキ, 遊歩道, 駐車場の整備	市	▶		

4) 雇用の維持・創出

現状と課題

○店舗や事業所、工場が被災を受け、閉鎖、休業、規模縮小等による従業員の解雇や内定取り消し等が見受けられることから、雇用の維持・確保に向けた取り組みが必要となっています。

取り組みの方針

① 雇用の維持・確保

- ・震災により、職を失った人に対し、緊急雇用創出事業を活用し、再就職までの短期的な雇用機会を提供するとともに、震災からの復旧・復興事業を実施することにより、雇用の創出を図ります。
- ・ハローワークと連携し、地域雇用創造推進事業の活用により、事業者の雇用の維持・確保と職業訓練を進め、被災者の雇用環境の整備を図ります。

② 雇用機会の創出

- ・ものづくり産業をはじめ、広域連携・交流拠点としての機能を生かしたアグリビジネス系企業や企業誘致を積極的に推進するとともに、未来産業創造おおさきとの連携により、本市の地域資源を活用した新たな産業を創造するなど、新たな雇用機会の創出に向けた取り組みを進めます。

③ 若者の雇用創出と人材育成

- ・本市の将来を担う若者の雇用創出と人材育成を進めます。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金	労働者の雇用を維持するために休業等をした場合、休業手当等の負担に対する助成	国・県	▶		
特定求職者雇用開発助成金	高齢者・障害者等をハローワーク等の紹介により、1年以上雇用した場合、事業主に対し助成	国	▶		
緊急雇用創出事業【P10再掲】	地域の特産品開発、若者の人材育成、地域産業の活性化、観光案内の充実などを進めるため、短期の雇用・就業機会の創出・提供	市	▶		
地域雇用創造推進事業	セミナー・講座等を開催し、産業振興・雇用拡大のため、スキルアップや知識を習得する機会の提供	協議会	▶		

5) まちなかの再生・活性化

現状と課題

- 今回の震災では、七日町中央通り商店街等に見られるように、中心部にあたる市街地が特に大きな被害を受けました。中心市街地では、人口減少、少子高齢化、商業衰退など空洞化が著しく、多くの課題を抱えています。
- まちなかの活性化に向け、中心市街地の活力再生と利便性向上、商店街復興が課題となっています。
- 中心市街地の活性化にあたっては、集客能力の高い「リオーネふるかわ」及び「醸室(かむろ)」を核とした「まち」のにぎわいと魅力創出が課題となっています。

取り組みの方針

① 都市計画の見直し

- ・震災を踏まえた「都市計画マスタープラン」を策定し、交通体系の再編に伴う都市計画道路や、災害に強いまちづくりと将来土地利用に基づく用途地域の見直しを行います。

② 商店街の復興及び再編

- ・被害の大きかった中心商店街における被災店舗の解体や歩道復旧の支援・協力を行い、復興を図ります。
- ・商店街の規模・位置・集約について検討し、再編を視野に入れた災害に強い商店街の復興を図ります。

③ 中心商店街の機能強化

- ・中心商店街における商業及び産業の機能集積を進め、まちなかの既存商店街ににぎわいと魅力を創出させるため、民間事業者による開発整備の促進を図ります。

④ 都市構造におけるにぎわい軸の早期整備

- ・災害時における緊急の避難・輸送路としての機能を付加しながら、歩行者に配慮した回遊性の向上を図ります。また、都市景観の向上及び防災対策の一つとして、電線類地中化をはじめとした無電柱化の検討を行います。

⑤ 中心市街地活性化の推進

- ・震災による地域経済の低下が著しい中心市街地に「リオーネふるかわ」及び「醸室」の年間百万人を超す来客者を波及させるよう、回遊性の高いソフト戦略を検討し、まち全体への経済効果とにぎわい創出を目指します。
- ・中心市街地活性化を進めるにあたり、にぎわいのシンボリック集客施設である「リオーネふるかわ」及び「醸室」に対する震災復旧の協力や、民間活力として活

活性化に取り組んでいる「まちづくり会社」への積極的支援により、中心市街地の活性化を図ります。

- ・大規模店舗跡地や市民病院本院跡地など、既存ストックの有効利用や居住性・利便性・快適性の向上を目的とした市街地整備改善を図ります。

⑥ まちなか居住の促進

- ・中心市街地に都市機能の集積を誘導し、歩いて暮らせるコンパクトなまちに、誰もが安全で安心して生活できるよう、まちなか居住を促進します。
- ・居住人口の減少に歯止めをかけるため、積極的に民間活力を導入し、住宅供給により、まちなか居住を促進します。


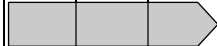
⑦ 地域防災拠点の整備

- ・防災都市おおさきとして、防災センター機能を持たせた市役所新庁舎建設や警察署、消防署など、防災関連施設の集約による地域防災拠点の整備について、市役所周辺地区や市民病院本院跡地などの有効な土地利用についても勘案しながら、総合的な検討を行います。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
都市計画マスタープランの策定	震災復興計画に即した都市計画マスタープランの策定	市	■		
都市計画用途地域及び都市計画道路の見直し	震災復興計画に即し、防災を勘案した将来土地利用計画と用途地域の見直し、将来交通体系と都市計画道路の見直し	市	■	■	■
(都)並柳福浦線拡幅整備促進	まちなかの回遊性の向上を図るため、商店街の被災に伴う(主)古川佐沼線拡幅整備の促進	県			■
(都)大崎大通り線拡幅整備促進	まちなかの回遊性の向上を図るため、商店街の被災に伴う(主)古川松山線拡幅整備の促進	県			■
中心市街地活性化事業の推進	活性化を目的とした新規活性化事業の推進と継続中の活性化事業の支援	市・商店街	■	■	■
中心市街地活性化核施設支援事業(グループ支援事業)	活性化の核的施設である「リオーネ・ふるかわ」及び「醸室」に対する震災復旧の協力、官民協働で自ら活性化に取り組んでいる「まちづくり会社」への支援	国・県・市	■		

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
震災復興イベント開催支援事業【P44 再掲】	被災した商店街の売上回復を目的としたイベント事業等, 需要拡大の取り組みへの支援	市・商店街			
空き店舗対策事業【P44 再掲】	被災した中心商店街の活性化を図るため, 空き店舗に出店する者に対する補助金の交付	市・商店街			

6) 新しい産業の創造

現状と課題

- 本市の産業への被害は甚大であり、市の経済に影響を及ぼしているため、復興に向けた取り組みが必要です。
- 震災を契機として、本市の産業の長所や短所、特徴、優位性等を見つめ直し、震災からの復興と、さらなる発展に向けた産業政策の再構築が必要です。
- 本市の産業の発展を実現するため、新たな産業の育成に取り組む必要があります。

取り組みの方針

① 産業政策の再構築

- ・震災からの発展に向けた新たな産業政策を再構築するため、産業振興計画の改定及び食料・農業・農村基本計画の策定を行います。

② 新しい産業の創造

- ・ものづくり産業などの技術力と地域資源を活用した新しい産業を創造し、その普及、啓発活動に取り組みます。
- ・農商工連携をはじめ、市内の生産・加工・販売の機能を有機的に連携させる6次産業化の取り組みを推進します。

③ 地域ブランドの創出

- ・本市の地域ブランド構築を目指し、経済団体等と連携しながら、地域イメージの向上及びモノ（特産品・観光商品・自然環境等）のブランド化を図ります。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
産業振興計画の改定	後期計画(H24～H28)の改定	市	▶		
食料・農業・農村基本計画の策定	条例に基づく策定	市	▶		

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
未来産業創造おおさき支援事業	企業間連携・農商工連携・産学官連携による新たな産業の創造	市	▶		
おおさき産業フェア	大崎の産業界の復興をPRし、取引拡大と振興を図るイベントの開催	未来産業創造おおさき	▶		
全国発酵食品サミット事業	本市の発酵食品への取り組みを全国にPRする機会として、サミットの誘致	実行委員会	▶		
地域ブランド創出事業	ブランド協議会の設立及び運営	市	▶		

7) 再生可能エネルギー(グリーンエネルギー)の促進

現状と課題

- 被災直後にライフラインが寸断され、電気も復旧まで時間を要し生活に支障を来したことから、エネルギー源の多様化、分散化が必要となっています。
- 省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギー等の導入を促進するため、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の普及促進に関する各種支援を行い、環境に配慮したまちづくりを推進する必要があります。
- 災害時に不足する電力等のエネルギー需要に対応するため、豊富な地域資源等を活用した再生可能エネルギーの導入を推進する必要があります。

取り組みの方針

① 再生可能エネルギーの普及促進

- ・市民生活の安定に向けた燃料・電力等のエネルギー源の確保を図るとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーを利用したライフスタイルの普及促進、産業育成・支援を図ります。

② 省エネルギーの推進

- ・地球温暖化防止など地球環境の保全を図るため、省エネルギーを推進します。

③ 再生可能エネルギーの活用

- ・本市の豊富な地域資源を生かした再生可能エネルギーの利用可能量の調査を行い、利活用に向けたロードマップを作成し、国のグリーンエネルギー制度などにより、再生可能エネルギーの利活用を推進します。

④ 再生可能エネルギー関連産業の育成

- ・再生可能エネルギーの活用に向けた利用・変換技術分野での産学官連携を強化するとともに、再生可能エネルギー関連産業の育成を推進します。
- ・電力の固定価格買取制度を活用した市民・企業・金融機関等による投資と起業の支援体制づくりに取り組みます。

⑤ エコタウンの形成

- ・太陽光、バイオマス、地熱、小水力などの再生可能エネルギーを活用した環境に配慮したまちづくりと関連産業の育成等による地域振興、資源循環型社会の構築により、エコタウンの形成を目指します。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
エコ改善推進事業	地球温暖化防止や市民の環境意識の高揚を図るため、住宅太陽光発電等を設置した市民に対する補助金の交付	市			
みやぎ環境交付金事業	庁舎事務室省エネ照明器具取替事業、市民の森づくり推進事業の推進	県			
グリーンカーテン推進事業	家庭をはじめ、学校や公的機関へ緑のカーテン利用推進	市			
環境保全事業	環境美化活動の促進や公衆衛生思想の普及・啓発	市			
バイオマス利活用推進事業	バイオマス製品や再生可能エネルギーを地産地消するための普及啓発や情報交換の推進	市			
再生可能エネルギー導入推進事業	各地域の地理的特性と最適な再生可能エネルギー資源の利活用手法について、調査・分析、市民・企業・金融機関等の投資・起業促進を支援する体制の構築、再生可能エネルギーの利活用に関するロードマップの策定と実施	市			
小水力等農業水利施設活用促進事業	多様なエネルギーの活用を検討するため、用水路施設を活用した水力発電施設の設置検討	土地改良区			

8) 伝統・文化の保存・継承

現状と課題

- 国等指定文化財や文化財関係施設が被害を受けました。文化財は、後世に継承すべき地域の貴重な宝であるとともに、地域の歴史や文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであることから、早期の復旧が必要となっています。
- 市指定文化財などの早期の復旧を図るためには、修理に係る費用負担や修理方法について、被災した文化財の所有者と十分な協議が必要となります。
- 地域固有の歴史や文化など、地域の誇りであるふるさを再認識し、地域の魅力として後世に伝えていく必要があります。

取り組みの方針




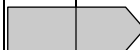
① 文化財の復旧

- ・国指定文化財については、国・県・専門家の指導・助言に基づき、早期復旧に努めます。特に、旧有備館及び庭園については、早期の全面公開に向けた復旧に取り組めます。
- ・市指定文化財などの早期復旧を進めるため、被災した文化財の所有者が実施する修理・修復に要する経費の一部を補助します。また、修理方法などについては、専門家等との連携・調整を行うなど、被災した文化財の所有者への支援を行います。

② 文化の継承

- ・旧有備館及び庭園をはじめとした市民の歴史的財産である文化財については、その価値を再認識し、市民協働による保護や有効活用等について検討します。
- ・地域固有の歴史や文化など、地域の魅力を再認識し、後世に伝えて行きます。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
国指定文化財災害復旧事業	旧有備館及び庭園, 山畑横穴群の災害復旧	市			
市指定文化財等の復旧支援	市指定文化財等の被災した文化財の所有者が実施する修理に要する経費の一部補助	市・所有者			
文化財関係施設災害復旧事業【P16再掲】	古川出土文化財管理センター等の災害復旧	市			
おくの細道魅力化事業	国指定史跡「出羽仙台街道中山越」(通称:奥の細道)及び周辺施設の保全, 修復	市・観光団体			

(4) 連携と交流による新たな大崎の創生

1) 新しい東北における大崎の創生

現状と課題

- 今回の震災では、東北新幹線や東北自動車道など、南北軸の大動脈が機能を失い物流等がストップしました。一方、日本海側からのルートにより、物資が太平洋側まで入ってくるなど、東西軸の重要性を改めて認識させられました。このことから、南北軸の連携とあわせ、東西軸の連携の充実が求められています。
- 災害時備蓄施設について、内陸部へも分散配置することで、災害時の被災地への物資供給を確保することが求められています。
- 本市は、東西と南北の交通網の要衝に位置することから、物流施設を誘致し、物流拠点として位置づけるとともに、県が進める自動車関連産業などの産業集積の一翼を担うことが求められています。
- 本市が宮城県における仙台市の機能をバックアップできるよう、行政機能、広域防災体制、医療など、その機能を補完する役割を担うことが求められています。
- 人口減少と少子高齢化が進む中、大崎圏域の市町が連携し、住民が安心して暮らせる生活基盤の確保や魅力ある地域づくりを推進することが求められています。
- 青森、岩手、福島縦軸と、太平洋沿岸と山形、秋田の横軸による、新たな広域観光ルートの確立を進めるための役割を担っていくことが求められています。

取り組みの方針

① 東西交通軸の整備

- ・災害時の重要な物資運搬ルートとして、太平洋と日本海を結ぶ東西交通軸となる道路の整備を推進します。

② 災害時備蓄拠点施設の整備

- ・東西、南北の交通の要衝である内陸部へ災害時備蓄拠点施設を誘致し、災害時に被災地への物資供与の円滑化を進めます。

③ 沿岸部の被災企業への支援

- ・沿岸部の被災した企業に対して、必要な土地、建物の提供を促進し、被災企業の事業早期再開を推進し、県内企業の県外流出の阻止を図ります。

④ 被災地支援基地の整備

- ・災害時に、本市が広域的な被災地総合支援基地として、被災地の情報収集・発信及び物資やボランティアの窓口機能を担い、また、自衛隊をはじめとした支援隊の宿泊や車両基地のスペースを確保するなど、被災地支援のための体制整

備を進めます。

⑤ 物流拠点施設や自動車関連産業等の誘致

- ・沿岸部に多く配置されている物流施設を東西、南北の交通の要衝である内陸部への誘致をアピールし、東西、南北の新たな物流の構築を推進するとともに、県が進める自動車関連産業や高度電子機械産業の集積を本市が牽引するため、企業誘致活動を進めます。

⑥ 特区制度の活用

- ・被災地支援基地や物流拠点施設の整備等の産業支援や災害に強いまちづくりを進めるため、特区制度の活用を検討します。

⑦ 連携・交流による観光の推進

- ・平泉の世界遺産登録を契機として、より一層の広域観光ルートの確立に努め、震災復興観光キャンペーン等の開催により観光の自粛ムードや風評被害を払拭し、集客力の向上に向けた取り組みを進めます。
- ・二次避難された沿岸部の被災者との交流を継続・拡大し、鳴子温泉地域の湯治文化の活性化を図ります。

⑧ 大崎定住自立圏の形成

- ・人口減少や少子高齢化が進む中、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町が連携協力と役割分担により施策を展開することで、住民が安心して暮らせる生活基盤の確保と若者が魅力を実感する地域づくりを推進し、人口減少の阻止を図ります。

⑨ 市民交流の推進

- ・自治体間の市民の交流を活発に行い、市民レベルで本市の魅力を広く発信し、風評被害の払拭と観光客の誘致や物産の販路拡大を図ります。

⑩ ふるさと納税の推進

- ・災害時に本市を支援してくれる人を確保するため、ふるさと納税を推進し大崎市ファンクラブ会員の拡大を図ります。

⑪ 復興を担う人材の育成

- ・災害に強いまちづくりを目指す防災組織のリーダー、新産業の創造を担う人材、伝統・文化を継承する人材、未来を創生する子どもたちなど、本市の復興へ向けた人材の育成を図ります。

【主要事業】

事業	事業概要等	事業主体	事業期間		
			復旧	再生	発展
東西交通軸整備事業	災害時の重要な物資運搬ルートとして、太平洋と日本海を結ぶ東西交通軸となる国道47号、国道108号、国道347号整備の推進	国・県	■	■	▶
災害時備蓄拠点施設整備事業	災害時に被災地へ円滑な物資供与を進めるため、東西、南北の交通の要衝である内陸部への災害時備蓄拠点施設の誘致	国・県・市	■	■	▶
沿岸部被災企業支援事業	沿岸部の被災した企業に対し、必要な土地、建物の提供による被災企業の早期事業再開の促進	市	■	■	▶
被災地総合支援基地整備事業	災害時に、本市が広域的な被災地総合支援基地として、被災地の情報収集・発信及び物資、ボランティアの窓口機能を担い、また、自衛隊をはじめとした支援隊の宿泊や車両基地のスペースを確保するなど、被災地支援のための体制整備の検討	市		■	▶
伊達な広域観光推進事業【P46再掲】	地域や県境を越えた連携を強め、観光地の魅力向上と観光需要の増大を図るため「広域観光ルートの形成」「観光客の誘致・受入」に関する事業	協議会	■	■	▶
陸羽東線湯けむりライン協議会事業【P47再掲】	陸羽東線(27駅/2県2市3町)を利用し訪れる観光客へ車内や停車駅にておもてなし及び会員のスキルアップ事業の実施	市・JR・民間	■	■	▶
大崎定住自立圏形成事業	人口減少や少子高齢化が進む中、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町が連携協力と役割分担により施策を展開することで、住民が安心して暮らせる生活基盤の確保と若者が魅力を実感する地域づくりの推進	市・周辺町	■	■	▶
市民交流事業	自治体間の住民の交流を活発に行い、本市の魅力を市民レベルで広く発信することにより、風評被害の払拭と観光客の誘致や物産の販路拡大	市	■	■	▶
ふるさと納税推進事業	災害時に支援をしてくださる人を確保するため、ふるさと納税を推進し大崎市ファンクラブ会員の拡大	市	■	■	▶

資料編

- 1 震災復興懇話会
- 2 震災復興市民会議
- 3 大崎市震災復興計画策定経過（概要）
- 4 用語解説

1 震災復興懇話会

震災復興懇話会設置規則

(設置)

第1条 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の復興に関する基本方針，震災復興計画の基本理念等について意見及び提言を聴取するため，震災復興懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(組織)

第2条 懇話会は，委員6人以内で構成する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は，1年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き，会長は市長が指名し，副会長は会長が指名する。

2 会長は，会議の議長となる。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は，市長が招集する。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は，市民協働推進部政策課震災復興推進室において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか，懇話会の運営に関し必要な事項は，別に定める。

大崎市震災復興懇話会名簿

役職名	氏名	所属
会長	源 栄 正 人	東北大学大学院 工学研究科災害制御研究センター 教授
副会長	徳 永 幸 之	宮城大学 事業構想学部事業計画学科 教授
委員	安 齋 由貴子	宮城大学 看護学部看護学科 教授
委員	櫻 井 常 矢	大崎市政策アドバイザー (高崎経済大学地域政策学部地域づくり学科 准教授)
委員	清 水 慎 一	大崎市政策顧問 (株式会社ジェイティービー常務取締役, 元J R東日本取締役仙台支社長)
委員	高 橋 俊 裕	大崎市政策顧問 (前日本郵政公社副総裁, 元トヨタ自動車常務 取締役)

順不同。敬称略

2 震災復興市民会議

震災復興市民会議設置規則

(設置)

第1条 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の復興に向けた震災復興計画の策定に関し、関係者の意見を聴取するため、震災復興市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 市民会議は、委員30人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の委員又は職員
- (3) 公共的団体の役員又は職員
- (4) まちづくり協議会の委員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置き、会長は市長が指名し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、市民協働推進部政策課震災復興推進室において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

震災復興市民会議委員名簿

役職名	氏名	所属	備考
会長	源 栄 正 人	東北大学大学院	
副会長	相 澤 成 典	みどりの農業協同組合	退任 H23. 8. 7
副会長	大 坪 輝 夫	みどりの農業協同組合	就任 H23. 8. 8～
委員	吉 田 祐 幸	宮城県北部地方振興事務所	
委員	松 本 信 輔	古川商工会議所	
委員	伊 藤 伸 浩	おおさき青年会議所	
委員	菅 原 勘 一	大崎土地改良区	
委員	菊 地 英 文	鳴子温泉郷観光協会	
委員	中 川 公 夫	大崎市医師会	
委員	武 田 良 信	大崎市社会福祉協議会	
委員	会 田 征 子	大崎市ボランティア連絡協議会	
委員	遠 藤 敏 榮	大崎市民生委員児童委員	
委員	倉 田 巖	大崎市消防団	
委員	鈴 木 賢 治	自主防災組織	
委員	高 橋 浩 明	大崎市PTA連絡協議会	
委員	本 郷 雅 昭	環境事業おおさき会	退任 H23. 7. 11
委員	本 郷 輝 朗	環境事業おおさき会	就任 H23. 7. 12～
委員	原 清 人	宮城県建築士会大崎支部	
委員	村 田 秀 彦	大崎市建親会	
委員	大 友 富 子	大崎市地域婦人団体連絡協議会	
委員	大 益 勉	古川地域区長会連絡協議会	
委員	渋 谷 正 廣	古川まちづくり協議会	
委員	佐々木 規 行	松山まちづくり協議会	
委員	本 田 恭 子	三本木まちづくり協議会	
委員	高 橋 亨	鹿島台まちづくり協議会	
委員	氏 家 美津枝	岩出山まちづくり協議会	
委員	南 富美男	鳴子まちづくり協議会	
委員	江 村 克 志	田尻まちづくり協議会	

順不同。敬称略

3 大崎市震災復興計画策定経過（概要）

日 時	会 議 名 等	検 討 内 容
H23. 4. 18 ～随時	震災復興推進本部会議	基本方針策定協議・検討, 策定方針協議, 計画策定協議・検討
H23. 4. 28 ～随時	庁内ワーキング会議	各部による現状と課題, 取り組みの方針, 事業の検討
H23. 5. 24	第1回震災復興懇話会	復興に向けたビジョン, 復興の視点, 復興の基本理念, 各分野の復興の方向性についての意見交換
H23. 6. 1 ～6. 15	市民意見・提言募集	震災復興計画策定に関する意見・提言募集
H23. 6. 16	第1回震災復興市民会議	今回の震災全般に対する意見, それぞれの立場から感じたこと等についての意見交換
H23. 7. 5	第2回震災復興市民会議	基本方針1・2について, 「必要と思われること」, 「これから取り組むべきこと」等についてのグループ討議による意見交換
H23. 7. 12	第3回震災復興市民会議	基本方針3・4について, 「必要と思われること」, 「これから取り組むべきこと」等についてのグループ討議による意見交換
H23. 7. 22	第2回震災復興懇話会	大崎市震災復興基本方針実現のための具体的取り組みについての意見交換
H23. 8. 8	第4回震災復興市民会議	大崎市震災復興計画(素案)についての意見交換
H23. 8. 19	第5回震災復興市民会議	大崎市震災復興計画(素案)に対する修正案についての意見交換
H23. 9. 2	第3回震災復興懇話会	大崎市震災復興計画(第一次案)について意見交換
H23. 9. 20 ～10. 11	大崎市震災復興計画 (第一次案)パブリックコメント	大崎市震災復興計画(第一次案)の市民意見募集
H23. 10. 24	震災復興推進本部会議	大崎市震災復興計画策定

4 用語解説

あ 行

◆アグリビジネス

農業関連産業のこと。農業機械産業から食品加工業まで農業に関わる幅広いビジネスを意味する。農林水産業による「農政改革大綱・農政改革プログラム」によって、農業法人の規制緩和が進み、商社や食品会社などによる農業関連産業への新規参入や、バイオテクノロジーを利用した有機農産物の生産など、従来の農業から企業主導の新しいビジネスモデルへと移行しつつある農業関連産業を指して使われる。

◆アンテナショップ

製造・流通業者などが、新製品などを試験的に販売する店。消費者の反応を調査して商品開発に役立てる。地方自治体が東京・大阪などの繁華街で地元の特産品などを販売する店。祭などの情報も流し、大消費地の傾向を調査するねらいがある。情報収集を主たる目的としていることから「アンテナ」と呼ばれる。

◆インフラ

インフラとは、基盤を意味するインフラストラクチャーの略語で、一般にインフラといった場合には、道路や港湾、鉄道などといった一般の社会経済基盤のことを指す。

◆エコタウン

エコタウンとは、平成9年度に創設されたゼロ・エミッション構想に基づいた、地域の環境調和型経済社会づくりと地域振興を目的に行う、先進的な環境調和型のまちづくりのこと。

◆エコツーリズム

自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。なお、地域住民の働き場が組み込まれていることなど観光収入が地域にもたらされることも必要条件として概念に含める場合も多い。

◆エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者。

◆大崎定住自立圏

中心市（大崎市）と周辺町（色麻町，加美町，涌谷町，美里町）が自らの意思で 1 対 1 の協定を終結することの積み重ね結果として形成される圏域。互いに連携・協力することにより，圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

か 行

◆カントリーエレベーター

穀物の乾燥機とサイロ（貯蔵タワー）とをエレベーターでつないだ農業用大型施設のこと。米や麦，大豆などの穀物を集荷，乾燥，調製，貯蔵，精米，袋詰め，出荷を行う共同利用施設。

◆グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において，その自然，文化，人々との交流を楽しむ，滞在型の余暇活動の総称。都市住民の自然・ふるさと志向とこれに対応して豊かなむらづくりを進めようとする農山漁村の動き，特に，都市と農山漁村の交流を求める動きを背景として，農林水産省が主導。

◆コミュニティ

居住地域を同じくし，利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など，生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。

◆コミュニティFM

通常のFMより出力の小さい，市町村単位の小規模なFMラジオ放送。平成4年（1992）に郵政省（現総務省）が制度化した。細かい地域情報の提供，住民参加型の番組制作を通じて地域の活性化を図るねらいがある。コミュニティ放送。

さ 行

◆再生可能エネルギー

再生可能エネルギーとは，太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスなどによる発電や太陽熱などの，使い続けても枯渇しない自然由来のエネルギー源を指す。これらのエネルギーは，CO2 排出量がゼロか，極めて少ないという特徴も持つ。

◆自主防災組織

日本において災害対策基本法第5条2において規定する地域住民による任意の防災組織である。

◆省エネルギー

エネルギーを節約して、エネルギーの消費を減らすこと、あるいはそうした運動をさす概念。エネルギーの使用にかかる費用（光熱費）を削減することとは質的に異なる（費用削減＝エネルギー消費にならない場合もある）。限りある資源を大切に使うこととあわせて、近年は地球環境の悪化を防ぐための手段として普及啓発されている。

◆スクールカウンセラー

心の問題に対応するため、学校に配置される専門家。学校において、いじめや不登校、さまざまな悩みの相談に応じ、助言をするなど心のケアを行う。親や教師だけでは受け止めることのできない領域を、第三者となるスクールカウンセラーで補わせることが目的である。

◆スクールソーシャルワーカー

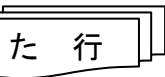
教育機関を活動の場とする福祉事業（ソーシャルワーク）従事者。主に、生徒や児童の立場から、問題解決ができる環境づくりを推進することを旨とする。

◆ストックヤード

「一時保管所」という意味の言葉。一時的に保管をしておく場所である。

◆全国瞬時警報システム（J-ALERT）

通称：J-ALERT（ジェイアラート）は、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムである。

**◆都市計画マスタープラン**

都市計画マスタープランには、都市計画区域マスタープランと市町村マスタープランがある。前者は都市計画法（1968）の第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことであり、都道府県が市町村の枠を超えた広域的見地から、都市の将来の目標を設定し、それを実現するための基本的な方針を定めるもの。2000年の都市計画法の改正により制度化されたもので、2004年5月までに策定することが義務付けられている。後者は同法の第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、市町村がその創意工夫のもとで住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを定めるもの。

◆同報系防災行政無線

住民に同報を行う放送（同報無線）として整備されるものであり、いわゆる昔の「有線放送」（有線）を発展解消したものである。

は 行

◆バイオマス

もともと生物（bio）の量（mass）のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め 1 年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。

◆ハザードマップ

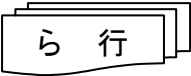
洪水や津波、火山噴火など災害発生時に、住民が安全に避難できるよう被害の予想区域や程度、避難場所などを示した地図。自治体が作製し、避難勧告を出す際の重要な指針となる。

◆PTSD

外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder）の略語。事故や災害、犯罪被害などで強い恐怖やショックを体験すると、それが深い心の傷となり、後々まで心身両面に影響を受けることがある。「眠れない」「怖い夢を見る」「イライラする」「無気力、孤独感を感じる」「身体がだるい」など、その症状はさまざまであり、このような症状が日常生活に支障を来すほどの状態。

◆ヘルスツーリズム

自然豊かな土地を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持する新しい観光形態であり、医療に近いものからレジャーに近いものまでさまざまなものが含まれる。



ら行

◆ライフスタイル

生活の様式，その人間の人生観，価値観。

◆ライフライン

ライフライン (lifeline) とは，元は英語で「命綱」の意味。現代社会においては，電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備，圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など，都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備を示す。

◆ランドオペレーター

現地に住み，観光客を相手に土地の観光案内やホテルやレストランの手配などをする仕事を，ランドオペレーターという。ただの観光という以上に訪れた地域の文化や習慣など，肌で楽しめる旅行となるようなガイドを目指もの。

◆6次産業化

第一次産業である農林水産業が，農林水産物の生産だけに留まらず，それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど，第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと。

◆ロードマップ

ある作業をするときの手順表。工程表。企業が将来発表する予定の製品を時間順に並べた図表。

心ひとつに

～夢と希望と決意をもって～

作詞 大瀧 英津子 作曲 恵遍主 耕 編曲 松井 孝夫

♩ = 72-80
mf
[A] 1 いまは 一ちいさな 夢を 描き たい だ
2 いまは 一ちいさな 夢を 描き たい だ
3 いまは 一ちいさな 夢を 描き たい だ

つ かなう ぞう しんじて おが い つ げ あり
つ かなう ぞう しんじて おが い つ げ あり
つ かなう ぞう しんじて おが い つ げ あり

く らし く かぞく なし しいと どの もも い
く らし く かぞく なし しいと どの もも い
く らし く かぞく なし しいと どの もも い

ま ー い いる わたし たは に へ くだ たん だ
ま ー い いる わたし たは に へ くだ たん だ
ま ー い いる わたし たは に へ くだ たん だ

めと希望 けついもって
めと希望 と けついもって

あなたとわたしのみを えがく
あなたとわたしのみを えがく
あなたとわたしのみを えがく

ま ー えを ひいて ともに いる
ま ー えを ひいて ともに いる
ま ー えを ひいて ともに いる

と ー はひとと きえられて いるんだ
と ー はひとと きえられて いるんだ
と ー はひとと きえられて いるんだ

ま ー えを ひいて ともに いる
ま ー えを ひいて ともに いる
ま ー えを ひいて ともに いる

ひとはひととより さいい さいい さいい いるんだ

みんなのねーが いひとつに たはね

かがやく 未来を もとめて て つなご

こころひとつに

こころひとつに

心ひとつに

- 1 今小さな夢だけどいつか叶う ぞう信じて願い続ける
苦しく悲しいときでも 今を生きる私たちに託されたんだ
夢と希望と決意をもって あなたと私の未来をえがこう
前を向いて共にあるこう 人は人に支えられて生きているんだ
- 2 今小さな希望でもいつか叶う ぞう信じて思い続ける
つらく切ないときでも 今を生きる私たちに託されたんだ
夢と希望と決意をもって あなたと私の未来をえがこう
前を向いて共にあるこう 人は人を助け合って生きているんだ
- 3 今共に生きる喜びを その使命を感じながら私は生きる
人の温もりと優しさを 心からあなたのもとへ伝えたいよ
夢と希望と決意をもって あなたと私の未来をつなごう
前を向いて共にあるこう 人は人を寄り添い合い生きているんだ
夢と希望と決意をもって 前を向いて強くあゆもう
みんなの願いひとつに東を輝く未来を もとめて 手をつなごう

♪「心ひとつに～夢と希望と決意をもって～」は、古川北中学校の先生が、東日本大震災で心身共に傷ついた児童生徒に、救われた命の重みに気づき、一人ひとりのこれからの人生において、友と手を携え、今を精いっぱい生きる喜びを感じてほしい、という願いを込め作りました。現在、市内小中学校では、毎月11日を「11(いい)音楽の日」として音楽活動に取り組んでいます。♪